# フランスにおける最低所得保障制度改革

# 一活動的連帯所得手当 RSA の概要一

海外立法情報課 服部 有希

#### 【目次】

はじめに

- I RMIからRSAへ
  - 1 最低所得保障制度
  - 2 RMI と API の概要
- Ⅱ RSA の概要
  - 1 RSA の受給手続
  - 2 RSA 給付額の算定方法
  - 3 RSA 受給者の権利及び義務
  - 4 不正受給に対する罰則
- Ⅲ 参入政策の概要
  - 1 統一参入契約
  - 2 経済活動による参入

おわりに

翻訳:活動的連帯所得手当の一般化及び社会参入政策 の改革に関する 2008 年 12 月 1 日の法律第 2008-1249 号 (抄)

#### はじめに

フランスでは、2008 年に、新たな最低所得保障制度(minima sociaux)として活動的連帯所得手当(revenu de solidarité active:RSA)が創設された。RSA の根拠法は、活動的連帯所得手当の一般化及び社会参入政策の改革に関する 2008 年 12 月 1 日の法律第 2008-1249 号<sup>(1)</sup>(以下「RSA 法」)である。

RSA は、1988 年に創設された社会参入最 低所得手当 (revenu minimum d'insertion: RMI) 及び1976 年に創設された単親手当 (allocation de parent isolé: API) という2つの最低所得保障制度に代わるものである。このうち、RMI は、最低所得保障に就労支援を中心とする社会参入のための支援である参入政策 (politique d'insertion) を組み合わせた制度であった。しかし、この参入政策は適切に機能せず、批判が多かった。そこで、新たに RMI と API を統合して参入政策を強化した RSA が創設された。

本稿第 I 章では、フランスの最低所得保障制度と RMI から RSA へと至る改革の経緯を紹介する。その上で、第 II 章では、RSA 法における最低所得保障制度の概要について、第 III 章では、RSA 法における参入政策の概要について解説する。また、末尾に RSA 法の抄訳を付す。

### I RMIからRSAへ

社会参入最低所得手当(RMI)は、1988年の創設当時としては画期的な、世帯収入額のみを条件として給付される最低所得保障であった。しかし、RMIの制度上の様々な問題点が指摘され、活動的連帯所得手当(RSA)創設へと至ることになる。

#### 1 最低所得保障制度

フランスの最低所得保障制度は、無拠出の給付制度であり、日本の生活保護制度における生活扶助に近い制度である<sup>(2)</sup>。最低所得保障制度は、社会保護(protection sociale)制度と呼ばれる大きな枠組の中に位置づけられる。社会保

<sup>(1)</sup> Loi n° 2008-1249 du 1er décembre 2008 généralisant le revenu de solidarité active et réformant les politiques d'insertion

<sup>(2)</sup> 都留民子『フランスの貧困と社会保護』法律文化社, 2000, p.107.

護制度は、日本の社会保障制度にあたり、①労使代表が管理する社会保険(assurance sociale)、②国や地方公共団体が管理する社会扶助(aide sociale)及び社会福祉(action sociale)<sup>(3)</sup>、③共済組合に代表される任意加入の民間の補足的な制度の3つの制度に大きく分類される<sup>(4)</sup>。最低所得保障制度をこの3つの制度のいずれかに分類するのは、困難である。なぜなら、最低所得保障制度は、数種類存在し、それぞれ根拠となる法典等が異なるためである。しかし、いずれの最低所得保障制度も、社会扶助の原理に基づいて支給される無拠出の給付制度であるという点は共通している<sup>(5)</sup>。

現在、最低所得保障制度は、8種類存在するが (表 1 参照)、RSA の登場以前には、9種類であった。すなわち、失業保険の切れた失業者を対象とする特別連帯手当 (allocation de solidarité spécifique: ASS)、難民等を対象とした一時待機手 当 (allocation temporaire d'attente: ATA)<sup>(6)</sup>、60 歳未満の失業者で老齢保険の保険料を一定期間拠出している者を対象とした年金相当手当 (allocation équivalent retraite: AER)<sup>(7)</sup>、高齢者を対象とする高齢者連帯手当 (allocation de solidarité aux personnes âgées: Aspa)<sup>(8)</sup>、事故等で労働能力を失った障害者を対象とする障害補足手当 (allocation supplémentaire d'invalidité: ASI)、一定以上の障害を有する

障害者を対象とする成人障害者手当(allocation aux adultes handicapés: AAH)、配偶者を亡くした者を対象とする寡婦(夫)手当(allocation de veuvage: AV)、単親を対象とする単親手当(API)、そして、RSA以前では最も新しい制度であった社会参入最低所得手当(RMI)である。前述のとおり、APIとRMIは、RSAに統合された。

RMI 以前の最低所得保障制度は、高齢、障害、失業等の特定の理由を持つ社会的弱者を対象とする制度である。これに対して、RMI は、フランスで初めて、世帯収入額のみを給付条件とする制度であった。そして、RSA もこのような特徴を引き継ぐことになる。

# 2 RMIとAPIの概要

### (1) RMI の創設意図

社会参入最低所得手当 (RMI) は、1988年 12月1日の法律第88-1088号<sup>(9)</sup>(以下「RMI法」)により創設された。その創設の背景には、1980年代に始まる失業者数の増加がある。この頃に出現した失業者の特徴は、年齢や健康等に問題がないにもかかわらず、労働市場から長期的に排除され貧困に陥っていることであった。このような新しいタイプの貧困に対して、もはや特定の社会的弱者を対象とする旧来の最低所得保障制度では対応できなくなっていた<sup>(10)</sup>。そこで、

- (5) 原田康美「フランスの社会ミニマム改革にみる貧困低所得対策の特徴」『貧困研究』Vol.7, 2011.11, p.23.
- (6) かつては、社会参入手当 (allocation d'insertion: AI) という制度であったが、2006 年に ATA に置きかえられた。
- (7) AER は、2011年1月1日で廃止され、現在は、廃止以前の受給者に対してのみ給付されている。
- (8) かつては、老齢補足手当 (allocation supplémentaire vieillesse: ASV) という制度であったが、2007年に Aspa に置きかえられた。
- (9) Loi n° 88-1088 du 1 décembre 1988 relative au revenu minimum d'insertion なお、RMI 法は、以下に翻訳がある。平山卓「社会復帰最低所得法」『外国の立法』168 号, 1990.7, pp.270-281.
- (10) 小澤裕香「サルコジ政権下の貧困政策」佐藤清編著『フランス―経済・社会・文化の諸相』中央大学出版部, 2010, pp.260-262.

<sup>(3)</sup> 近年では、「社会扶助及び社会福祉 (aide et action sociales)」とまとめた語が用いられることが多い。都留民子「海外公的扶助事情 (3) フランスの公的扶助―その仕組みと新しい動き」 『公的扶助研究』 195 号, 2004.10, p.31.

<sup>(4)</sup> ジャン=クロード・バルビエ、ブルーノ・テレ (中原隆幸ほか訳)『フランスの社会保障システム―社会保護の生成と発展』ナカニシヤ出版, 2006, p.20. (原書名: Jean-Claude Barbier and Bruno Théret, *Le nouveau systeme français de protection sociale*, 2004.)

表 1 最低所得保障制度 (minima sociaux)

最低所得保障制度	受給者	給付額(2012年現在)
活動的連帯所得手当 (RSA) ※RMI とAPI を統合	フランス国内に居住し、世帯収入が一定水準に達しない者で、次の条件を満たすもの ①25歳以上又は扶養する子がおり若しくは妊娠中 ②フランス国籍又は就労用滞在許可を5年以上保有 ③学生でないこと、かつ、企業での研修中でないこと ④育児休暇中、サバティカル休暇中*又は休職中でない	最低保障所得額から世帯収入 を控除した額。詳細は、本稿第 Ⅱ章参照
特別連帯手当 (ASS)	失業保険の切れた失業者で、雇用契約終了に先立つ10年 間に5年以上被用者であったもの	日額最高15.63 ユーロ
一時待機手当 (ATA)	難民、無国籍者、国外で就業した後に帰国した者、2か月以上の禁固を受け服役を終えた者等の失業保険制度の対象とならない者	日額11.01 ユーロ
年金相当手当 (AER) ※2011 年1 月1 日で廃 止	60 歳未満の失業者で老齢保険の保険料の拠出期間が合計 160 四半期に達しているもの。廃止後は、2010 年12 月31 日以前に受給権があった者のみを対象として、その者が 年金支給年齢に達するまで支給	月額最高1,012.20 ユーロ
高齢者連帯手当 (Aspa)	65 歳以上 (労働不適格者又は障害者年金対象者の場合は 年金受給開始年齢以上)の者	世帯構成により異なる。単身者 で、年額最高9,325.98 ユーロ
障害補足手当 (ASI)	事故等で労働能力の一部を失った年金受給開始年齢未満 の者に支給される障害年金の受給者	世帯構成により異なる。単身者 で、年額最高4,754.48 ユーロ
成人障害者手当 (AAH)	20歳以上で一定以上の障害があり、かつ、所得が一定額以下の者	所得がない場合には、月額最高 支給額759.98 ユーロ。所得があ る場合には、759.98 ユーロから その所得の平均月額を差し引 いた額
寡婦 (夫)手当 (AV)	亡くなった老齢保険の被保険者の55歳未満の配偶者で、 新しい配偶者がなく、所得が一定額以下のもの	支給期間は2年間以下で、月額 594.41 ユーロ

<sup>\*</sup> 一定期間勤務した者が取得できる最短6か月、最長11か月の無給の休暇。脚注33参照。

出典: Bernadette Dupont, *Sénat Rapport*, N° 25, session ordinaire 2008-2009, p.10. 〈http://www.senat.fr/rap/108-025/108-0251.pdf〉; Service-public.fr 〈http://www.service-public.fr/〉を基に筆者作成。以下、インターネット情報は、2012 年 5 月 31 日現在である。

他の最低所得保障制度では救済できない者のための最後のセーフティーネットとして RMI が 創設された<sup>(11)</sup>。

# (2) RMI 及び API の概要

RMIは、最低所得保障と参入政策という2本の柱から成り立っている。

### (i) RMI における最低所得保障

RMIの受給権者は、フランスに居住して おり、25歳以上で世帯収入が法定の最低所 得額(montant du revenu minimum)に達していない者であった。また、25歳未満の者であっても、子を扶養し、又は妊娠中であるものは、受給権者となることができた(RMI 法第 2条<sup>(12)</sup>)。RMI の給付期間は、原則として、給付開始から3か月であったが、世帯収入の審査に通れば給付が延長されるため、実質的に期間の制限はなかった(RMI 法第 13条及び第 14条)。

<sup>(11)</sup> 都留 前掲注(2), p.143.

<sup>(12)</sup> RMI 法の条文は、後に社会福祉・家族法典に移された。

給付の基準となる最低所得額は、世帯構成及び世帯における被扶養者の数に応じて定められる。具体的な額は、毎年、デクレ(政令)で定められており、例えば、2009年の子のいない単身者の場合の最低所得額は、月額454.63ユーロであった<sup>(13)</sup>。この最低所得額から世帯収入を差し引いた差額がRMIの給付額となる(RMI法第4条)。このように、ある一定の基準額を設定し、その額から収入を100%控除した額を給付する形態のものを、一般に差額手当(allocation différentielle)と呼ぶ<sup>(14)</sup>。

RMI 給付額は、法定最低賃金額 (salaire minimum interprofessionnel de croissance: SMIC) の 50% 程度に抑えられており、決して高い額ではなかった<sup>(15)</sup>。しかし、RMI を含めた最低所得保障制度の受給者には、様々な附帯的権利 (droits connexes) が付与されており、これにより受給者の生活水準がある程度保たれていた<sup>(16)</sup>。例えば、住民税の免除や低所得者等を対象とした医療保障制度である普遍的医療給付制度 (couverture maladie universelle: CMU) の適用等の権利が、RMI 受給者になることで自動的に付与された。このように附帯的権利は、RMI 受給者という「身分(statut)」に結びついた権利であった<sup>(17)</sup>。

後述するように、差額手当という性格と身 分に結びついた附帯的権利が、RMIの大き な問題点となる。

#### (ii) 参入政策

RMI 法により参入政策として導入された

制度は、参入契約(contrat d'insertion)である。参入契約は、RMI 受給者と地方公共団体の担当部局との間で締結される契約であり、契約の締結は、RMI 受給者の義務であった(RMI 法第 11 条)。参入契約は、RMI 受給者の社会的自立に必要な計画を定めるものであった。契約の具体的な内容は、RMI 受給者が実行可能な社会的自立のための計画、この計画のために地方公共団体が提供できる支援内容、計画の日程等であった(RMI 法第 36 条)。

参入契約に定める支援内容は、主に、社会 的参入(insertion sociale)のための支援と 職業的参入 (insertion professionnelle) の ための支援とに分類される<sup>(18)</sup>。社会的参入と は、医療面、教育面、住宅面等における社会 的自立であり、職業的参入とは、職業活動に おける社会的自立である。両者をあわせて、 社会的及び職業的参入 (insertion sociale et professionnelle) と呼ぶ。社会的参入のため の支援は、医療、保健、教育、住宅等に関す る様々な社会福祉サービスを用いて、個人の 職業的・家族的生活をより良く営むことがで きるよう支援するもので、内容は多岐にわた る。一方で、職業的参入のための支援は、様々 な就労支援である。参入契約において、職業 的参入のための支援の中心とされていたもの は、援助契約 (contrat aidé) という特殊な労 働契約に基づく雇用制度であった。援助契約 は、RMI 制度とは別に創設されたものであ るが、職業訓練等を伴う有期雇用契約により、

<sup>(13)</sup> Décret n° 2009-190 du 17 février 2009 portant revalorisation de l'allocation de revenu minimum d'insertion

<sup>(14)</sup> Conseil supérieur de l'emploi, des revenus et des coûts, *Minima sociaux, entre protection et insertion*, France: La Documentation française, 1997, pp.70-71.

小澤裕香「フランスにおけるワークフェア―1990 年代末以降の RMI 制度改革」『季刊経済理論』 46(2), 2009.7, p.71.

<sup>(15)</sup> 関根由紀「フランスの最低所得保障—活動的連帯所得(RSA)—」『季刊労働法』226, 2009 年秋季, p.189.

<sup>(16)</sup> 小澤 前掲注(10), p.287.

<sup>(17)</sup> Bernadette Dupont, *Sénat Rapport*, N° 25, session ordinaire 2008-2009, p.11. (http://www.senat.fr/rap/l08-025/108-0251.pdf)

<sup>(18)</sup> 小澤 前掲注(10), pp.265-266.

就労に困難を抱える者を雇用するものである。さらに、企業の雇用意欲を増進させるために、援助契約に基づき失業者等を雇用した企業には、国から一定の財政的援助が与えられた。職業的参入のための支援の最終的な目標は、援助契約等を足掛かりとして、失業者が長期の安定した雇用契約を締結することであった<sup>(19)</sup>。

# (iii) 就労利得制度

就労利得 (intéressement) 制度は、RMI、API、ASS の改善のために 1998 年に創設された<sup>(20)</sup>。前述のとおり、RMI は、差額手当であり、給付額は、保障される最低所得額から勤労所得等の世帯収入を控除した額である。つまり、勤労所得が増加すると、その分RMI 給付額は、減少することになる。このような RMI の差額手当という制度形態は、受給者の就労意欲を損なうものであった。そこで、給付額の減少分を補う制度として、就労利得制度が創設された。

就労利得制度は、就労後1年間の期限付きであるが、RMI給付額の算定の際に、勤労所得の全部又は一部を世帯収入として認定しないようにする制度である。例えば、最低所得額400ユーロ、勤労所得100ユーロ、その他の世帯収入0ユーロの場合を例にとってみる。通常ならば、RMI給付額は、最低所得額400ユーロから世帯収入として認定される勤労所得100ユーロを控除した300ユーロとなる。これに対して、就労利得制度により勤労所得の100ユーロすべてが世帯収入とし

て認定されない場合を考えると、他に収入はないため世帯収入は0ユーロとみなされ、RMI給付後の総所得は、RMI給付額400ユーロと勤労所得100ユーロで500ユーロとなる。つまり、就労利得制度を利用した場合、勤労所得の100ユーロがRMI給付額に上乗せされた形となる。この上乗せ分により、受給者の就労意欲が高まることが期待された。

#### (iv) API

単親手当(API)は、RMI 創設以前の1974年に創設された単親に対する最低所得保障制度である。対象者は、フランスに居住し、扶養すべき子を有する者又は妊娠中の者であって、世帯収入が法定の最低所得額に達しないものである。最低所得額は、子の数に応じる。給付額は、最低所得額から世帯収入を控除した額となる。したがって、APIもRMIと同様、差額手当の一種である。受給期間は、原則として12か月間だが、末子が3歳になるまで延長することができる<sup>(21)</sup>。APIの受給者は、子どもが3歳に達しAPIを受給できなくなった後も生活改善ができない場合には、RMIの受給者になることが少なくなかった<sup>(22)</sup>。

# (3) RMI の問題点

RMIの問題点は、就労意欲の阻害要因の存在と参入契約の実効性の低さにより、受給から退出できる者が少なかった点にある。RMIの受給者数は、1988年の創設当初は、約42万人であったが、その後の20年間で、約110万人に増大した<sup>(23)</sup>。しかし、RMI 受給者という状況

<sup>(19)</sup> 社会的参入及び職業的参入については、次を参照。川口美貴「フランスにおける最低所得保障と社会的・職業的参入」『静岡大学法政研究』 2(1), 1997.8, pp.65-66; 小澤 前掲注(14), p.72.

<sup>20</sup> Loi n° 98-657 du 29 juillet 1998 d'orientation relative à la lutte contre les exclusions

<sup>(21)</sup> API は、主に社会保障法典 L. 第 524-1 条から L. 第 524-7 条まで及び R. 第 524-1 条から R. 第 524-24 条までに 規定されていた。

<sup>(22)</sup> 原田 前掲注(5), p.36.

<sup>(23)</sup> Marc-Philippe Daubresse, Assemblée nationale Rapport, N° 1113, 18 septembre 2008, p.7. (http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r1113.pdf)

から抜け出せる者の割合は、年間で約30%であった。しかも、このうち就労を理由として受給から退出した者の割合は、約15%に過ぎず、RMIの就労支援効果が低いことがうかがえる<sup>24</sup>。

RMIに存在する就労意欲の阻害要因の1つは、前述のとおり差額手当という制度形態であった。また、この改善策である就労利得制度も、制度自体の認知度が低く利用する受給者が少なかった上に、適用期間が就労から1年間という期限付きであったため、期待されたほどの効果をあげなかった<sup>253</sup>。さらに、RMIの受給が終了すると、受給者という身分に結びついていた住民税の免除等の様々な附帯的権利を失うことになり、これも就労意欲の阻害要因の1つとなっていた。このほかに、就労により発生する交通費や託児費用等により、総合的に見ると収入が減少するという事態も珍しくなかった<sup>255</sup>。

一方で、参入契約の締結率の低さも問題であった。RMI 受給者数に対する参入契約の締結数の割合は、2008 年で約 59% であった<sup>(27)</sup>。さらに、締結された参入契約のうち、職業的参入制度の中心である援助契約を利用した者の割合は、約 11% と極めて低い値であった<sup>(28)</sup>。この原因としては、参入契約を締結しなかった場合の罰則が存在しなかったことや、後述するように、援助契約の制度が大変複雑なものであったことが考えられる。こうして、参入契約は、機能不全に陥り、就労支援の役割を果たせなく

なっていた。

このように RMI の問題点が浮き彫りとなったことで、就労が必ず所得の増加につながり、労働により貧困を解決できるような制度改革が必要とされることとなった。

#### I RSA の概要

活動的連帯所得手当(RSA)は、そもそもは、 子どもの貧困問題の検討を進める中で提案され たものであった。2004年12月20日の閣議決 定において、当時問題となっていた子どもの貧 困について調査するために、ボランティア団体 のエマウス・フランス (Emmaüs France) のマ ルタン・イルシュ (Martin Hirsch) 会長を委員 長として家族・弱者・貧困委員会 (Commission Familles, vulnérabilité, pauvreté) が設置され た。同委員会は、貧困問題の調査を実施し、 2005年4月に報告書29を提出した。報告書は、 子どもの貧困撲滅のための15の提案をまとめ たもので、その1つとして RSA が提案された。 その後、2007年の大統領選で、社会党のセゴ レーヌ・ロワイヤル (Ségolène Royal) 候補が RSA 制度の確立を公約に挙げた。結局、ロワ イヤル候補は落選したものの、RSA制度の検 討は、サルコジ政権に引き継がれた。そして、 2008年9月3日に RSA 法の法案が提出され、 2008年12月1日にRSA法が制定されること

<sup>24)</sup> Anne Pla, "Sortie des minima sociaux et accès à l'emploi Premiers résultats de l'enquête de 2006," *DREES Études et Résultats*, n° 567, avril 2007, pp.3-4. \http://www.drees.sante.gouv.fr/IMG/pdf/er567.pdf\rangle

<sup>(25)</sup> 小澤 前掲注(10), p.269.

<sup>26)</sup> 関根 前掲注(15), p.191; Haut commissaire aux solidarités actives contre la pauvreté, *livre vert vers un revenu de Solidarité active*, Février 2008, p.11. 〈http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/084000138/0000.pdf〉

<sup>27</sup> Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques (DREES), Bilan annuel 2008 du suivi des contrats d'insertion liés au RMI, p.1. \( \text{http://www.drees.sante.gouv.fr/IMG/pdf/minima-sociaux\_bilan2008.} \) pdf\( \)

<sup>(28)</sup> *ibid.*, p.8.

<sup>(29)</sup> Commission Familles, vulnérabilité, pauvreté, Au possible, nous sommes tenus. La nouvelle équation sociale 15 résolutions pour combattre la pauvreté des enfants, Avril 2005. (http://www.ladocumentationfrancaise.fr/var/storage/rapports-publics/054000264/0000.pdf)

となる。

RSA が掲げる理念は、「労働による貧困から の脱出」である<sup>(30)</sup>。この理念に基づく RSA 創 設の目的は、次の4点である<sup>(31)</sup>。①勤労所得を 各個人の収入源の基礎とし、これに基づく貧困 対策制度を確立する。この制度に求められるこ とは、すべての低所得者を対象とすること、就 労が受給者の総収入の増加につながること、貧 困解決のために勤労所得の不足を補うものであ ること、簡素な制度であることである。②各人 のニーズに応じた社会的及び職業的付添支援 (accompagnement social et professionnel) & 確立する。社会的及び職業的付添支援とは、各 個人に支援担当者をつけ、必要に応じて社会的 参入のための支援で補いながら職業的参入のた めの支援を実施する参入支援制度である。③附 帯的権利が就労意欲の阻害要因とならないよう にする。④参入政策を簡素化する。①②は RSA 法第1章に、③は RSA 法第2章(本稿末 尾の抄訳では割愛)に、④はRSA法第3章に 規定される。

以下、第Ⅱ章では、RSA 創設の目的のうち、 ①②を中心に解説した上で③について補足し、 ④については、第Ⅲ章において解説する。なお、 RSA 制度の最低所得保障に係る部分は、主に RSA 法第1章第3条による改正後の社会福祉・ 家族法典 L. 第262-1条から L. 第262-58条までに規定されている。特に断らない限り、この 第Ⅱ章に記載する条文番号は、社会福祉・家族 法典のものである。

# 1 RSA の受給手続

活動的連帯所得手当(RSA)は、社会参入 最低所得手当(RMI)、就労利得制度及び単親 手当(API)を統合し、簡素化した上で、勤労 所得の増加が給付額の増加につながる仕組みと なっている(RSA 法第 1 条)。

#### (1) 受給要件

RSA の受給権者は、フランス国内に継続的かつ実際に居住する者であって、その世帯収入が一定の水準(最低保障所得)に達しないものである(L. 第 262-2 条)。

受給要件は、次の4点である(L. 第262-4条)。

- ・25歳以上であること又は扶養すべき子を 有し若しくは出産予定であること。なお、 2009年の法改正<sup>622</sup>により、特例として、18 歳以上25歳未満の者で、一定期間就労し ているものも受給権者となることができる ようになった(L. 第262-7-1条)。
- ・フランス国籍を有すること又は就労のため の滞在許可証を5年以上所持していること (ただし、この条件は、難民等には適用さ れない)。
- ・ 学生でないこと、かつ、企業での職業研修 中でないこと。
- ・ 育児休暇中、サバティカル休暇中<sup>33</sup>又は休 職中でないこと。

RSA は、最後のセーフティネットであるため、受給するには、利用できる他の社会給付をすべて申請していなければならない。また、配偶者や子に関する扶養費の請求や離婚に伴う相手方からの補償手当の請求などもすべて行なわなければならない(L. 第 262-10 条)。

<sup>(30)</sup> Haut commissaire aux solidarités actives contre la pauvreté, op.cit. (26), p.9.

<sup>(31)</sup> Martin Hirsch, projet de loi généralisant le revenu de solidarité active et réformant les politiques d'insertion, N° 1100, 3 septembre 2008, pp.4-11. (http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/projets/pl1100.pdf)

<sup>(32)</sup> Loi n° 2009-1673 du 30 décembre 2009 de finances pour 2010

<sup>(33)</sup> サバティカル休暇 (congé sabbatique) は、少なくとも6年間の職業活動をし、かつ当該企業で36か月間勤務した 被用者の申請に基づき、最短6か月、最長11か月の期間につき無給で認められる休暇である。労働法典L.3142-91 条からL.3142-95条までに規定されている。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会,2002, p.519.

# (2) 受給申請及び給付の決定

受給申請は、次のいずれかの機関に対して行 う。 ① 市 町 村 社 会 福 祉 センター (centre communal d'action sociale: CCAS) 及び市町村 共同社会福祉センター (centre intercommunal d'action sociale: CIAS)<sup>34</sup>、②県の担当部局、 ③県議会議長の委任を受けた非営利社団その他 の非営利組織、④家族手当金庫 (caisse d'allocation familiale: CAF) (35) 及び農業社会共 済金庫 (caisse de mutualité sociale agricole: MSA)<sup>36</sup>、⑤雇用局(pôle emploi)(後述)(L. 第 262-14条及びD. 第262-26条)。これらの機関は、 受給申請の予備審査を実施する(L. 第 262-15 条)。給付決定は、県議会議長又は県議会から の委任を受けた CCAS 若しくは CIAS が行な い(L. 第 262-13 条)、支払いは、CAF 又は MSA が実施する(L. 第 262-16 条)。

RSA の給付は、申請者が受給要件をすべて満たしているかを確認した上で、実施される(L. 第262-18条)。給付額は、定期的に見直され、また、受給者の事情に変更があった場合にも見直される(L. 第262-21条)。

# 2 RSA 給付額の算定方法

RSA 給付額は、世帯を単位として計算され、 法定の最低保障所得(revenu garanti:RG) から世帯収入(ressources du foyer:RF)を 控除した額となる。すなわち、「RSA 給付額 =RG - RF」となる。RG は、受給者の世帯構成、 扶養する子の人数及び勤労所得に応じて決まる。RSA は、世帯収入をこの RG の水準まで引き上げることを目的とした制度である (L. 第262-2条)。

給付額の詳細な算定方法は、次のように、まず RG と RF をそれぞれ計算し、そこから割り出すという手順をとる。

# (1) 最低保障所得 (RG)

最低保障所得 (RG) は、世帯構成員全員の 勤労所得の算定部分 (fraction) と世帯構成及 び子の数に応じて決定される基準額 (montant forfaitaire: MF) とを合計した額である (L. 第 262-2 条)。

#### (i) 勤労所得の算定部分

勤労所得の算定部分は、デクレ(政令)に基づき世帯構成員全員の勤労所得の合計の62%と定められている<sup>(37)</sup>。例えば、勤労所得が100ユーロあれば、62ユーロが勤労所得の算定部分とみなされる。これは、RMIにおける就労利得制度にあたるものである。就労利得制度が1年間の期限付きであったのに対して、RSAでは受給額を上乗せされる額が勤労所得の62%に抑えられている代わりに、期限が撤廃されている。

### (ii) 基準額 (MF) と単親増額

基準額(MF)は、単身かカップル(夫婦、 内縁関係、Pacs <sup>(38)</sup>)かという点及び扶養する 子の人数に応じて決定される。MFは、デク レで定められ、消費者物価に応じて毎年改定

<sup>34</sup> CCAS 及び CIAS は、社会福祉・家族法典 L. 第 123-4 条から L. 第 123-9 条までに基づき、市町村又は複数の市町村の共同により設置される。RSA の申請の予備審査の他に、社会福祉に関する幅広い業務を行う。

<sup>(35)</sup> 家族手当金庫 (CAF) は、社会給付の支払い等による子がいる家庭を対象とした支援、RSA 及び AAH の支払い、 住宅に関する手当の支給等に関する業務を行なう。

<sup>36</sup> 自営農等を対象とする農業部門の社会保障制度を運営する。

③7)この割合は、デクレ第 2009-404 号第 2 条に基づき、社会福祉・家族法典 D. 第 262-4 条に規定されている。 Décret n° 2009-404 du 15 avril 2009 relatif au revenu de solidarité active

<sup>(38)</sup> 民事連帯協約(pacte civil de solidarité: Pacs)、通称「パックス」は、1999 年に導入された制度で、共同生活を営むために、異性又は同性の成人 2 人の間で締結される民事的な契約である(民法典第 515-1 条)。婚姻ほどの法的拘束力はなく、婚姻と事実婚との中間に位置するカップルの形態であると言える。北原零未「フランスにおける PACS の位置づけと概況」『経済学論纂』 51 (1・2), 2011.3, p.346.

#### 表 2 基準額 (MF) 月額 (2012年1月1日現在)

単位: ユーロ

<b>スの</b> ↓ *b	単身者		+→"
子の人数		単親増額適用期間中	カップル
0人	474.93	609.87 (注 1)	712.40
1人	712.40	813.16	854.87
2人	854.87	1,016.45	997.35
以降、1 人増えるごとに 増額される額	189.97	203.29	189.97

(注1) 子が0人で単親増額が適用されるのは、妊娠中の場合である。

出典: Service-public.fr, Calcul du montant du revenu de solidarité active (RSA) 〈http://vosdroits.service-public.fr/F502.xhtml〉

される<sup>(39)</sup>。MFの具体的な額は、2012年1月 1日現在で、表2のように定められている。 例えば、子のいない単身者の MF は、月額 474.93 ユーロであり、子が2人いる夫婦の MFは、997.35ユーロとなる。MFは、RMI が保障していた最低所得額にあたるものであ り、算定方法も同様である(RSA 法第7条)。 ただし、特例として、一定の条件を満たす 単親に対しては、原則として12か月間、一 定額増額された MF (以下「単親増額」) が適 用される(L. 第262-9条)(表2参照)。これは、 廃止された API を引き継ぐ仕組みである。 単親増額が適用されるのは、1人以上の25 歳未満の子を扶養する単親又は妊娠届400を提 出し、かつ、産前検診を受診した単身の妊婦 である。単親増額が適用される期間は、原則 として、妊娠届を提出した時点、単親となっ た時点(配偶者との死別や離婚の時点)又は 単親増額の申請を提出した時点から12か月

間であるが、末子が3歳に達するまで延長す ることができる。

# (2) 世帯収入 (RF)

世帯収入 (RF) として認定されるものは、 勤労所得の他に、収入を生じない財産の資産価値 (L. 第132-1条)、現物給付 (住居の無償提供等)、特定の社会給付 (家族手当<sup>(4)</sup>、住宅手当<sup>(42)</sup>等)及び特定の社会扶助 (特別連帯手当(ASS)、成人障害者手当(AAH)等)である(L. 第262-3条)。

なお、各種の住宅手当を受給している場合や住宅手当を受給していないが持ち家に居住している場合、さらに住居の無償提供等により住居に係る費用を負担していない場合には、住居に関して利得を得ているとみなされ、この利得にあたる額がRFとして認定される。この利得に相当する額は、住居見積額(forfait logement: FL)と呼ばれる。FLの額は、世帯構成員数に応じて表3のように定められている(R. 第

<sup>(39) 2012</sup>年のすべての基準額の基礎となる単身者で子がいない場合の基準額は、デクレ第 2011-2040 号により、 474.93ユーロと定められている。この値に一定の割合を乗じて、その他の場合の基準額が算定される。その算 定方法は、社会福祉・家族法典 R. 第 262-1 条に規定されている。

<sup>(40)</sup> 妊娠届 (déclaration de grossesse) は、出産手当や医療費補助を受けるために、家族手当の管理を行う家族 手当金庫 (caisse d'allocations familiales) 及び医療保険金庫 (caisses d'assurance maladie) に提出する届出 である。

<sup>(41)</sup> 家族手当 (allocations familiales) は、2 人以上の子がいる家庭に給付される社会給付の一種。

<sup>(42)</sup> 住宅手当 (allocation de logement) は、住宅に係る費用等を補うための社会給付の一種で、世帯構成等に応じて支給される家族住宅手当 (allocation de logement familiale: ALF)、住宅購入のための購入契約を締結している者等を対象とする個別住宅支援費 (aide personnalisée au logement: APL)、所得額が一定額に達しない者に支給される社会住宅手当 (allocation de logement sociale: ALS) の3種類が存在する。

表 3 住居見積額月額(2012年1月1日現在) 単位:ユーロ

世帯構成員数	住居見積額(FL)	
1人	56.99	
2人	113.98	
3 人以上	141.05	

出典: Service-public.fr, Calcul du montant du revenu de solidarité active (RSA)

(http://vosdroits.service-public.fr/F502.xhtml)

262-9 条及び R. 第 262-10 条(3))。

# (3) RSA 給付額

RSA 給付額の計算式は、(1)、(2)をまとめる と、「RSA 給付額 =RG - RF= (勤労所得の 62%+MF) - RF」となる (RF には FL が含ま れる)。例えば、単親で子がおらず、世帯収入 が勤労所得のみで 100 ユーロで、FL が考慮さ れる場合を想定してみる。まず、RGは、勤労 所得の62%である62ユーロとMFの474.93 ユーロを足して536.93 ユーロとなる。これが、 RSA 受給者に保障される最低所得水準となる。 次に、世帯収入は、勤労所得の100ユーロと FLの 56.99 ユーロを足した 156.99 ユーロとな る。以上により、RSA 給付額は、536.93 ユー ロから 156.99 ユーロを引いた 379.94 ユーロと なる。したがって、RSA 受給後の総所得は、 勤労所得の100ユーロとRSA給付額379.94 ユーロを足して、479.94 ユーロとなる。

RSA は、勤労所得が増加すると給付額が減少する点では、RMI と同様である。しかし、給付額の減少割合は、勤労所得の増加割合より低くなるようになっている<sup>(4)</sup>。これは、最低所得水準である RG の算定の際に、勤労所得の62% が MF に上乗せされているからである。

これにより、勤労所得の増加に従い、RSA受給後の総所得額も漸増する。上述のとおり、この仕組みは、RMIにおける就労利得制度を改良したものである。

図1は、RSA 受給額を表したものである。 単純化のために、単身で子のいない者で、世 帯収入が勤労所得のみ(RF=勤労所得)のも のを例とし、FLは、考慮していない。この者 に適用される MF は、2012 年現在では 474.93 ユーロである。図の横軸は、勤労所得を表すが、 ここでは勤労所得以外を考慮していないため、 RF でもある。縦軸は、RSA 受給後の総所得を 表す。一番下の濃い灰色の三角形の上部の辺上 の任意の点の高さが、世帯収入額を表す。

図左下の斜線の三角形は、RSA 給付額の一部であり、MFから RFを控除した額を表している。これは、RSA 給付額の基礎部分を構成し、一般に「基礎 RSA (RSA socle)」と呼ばれる。これに対して、一番上の薄い灰色の三角形は、RSA 給付額のうち勤労所得の 62% にあたる部分を表し、一般に「活動的 RSA (RSA activité)」と呼ばれる。活動的 RSA を表す三角形の上部の辺が、最低所得水準である RG を示している。

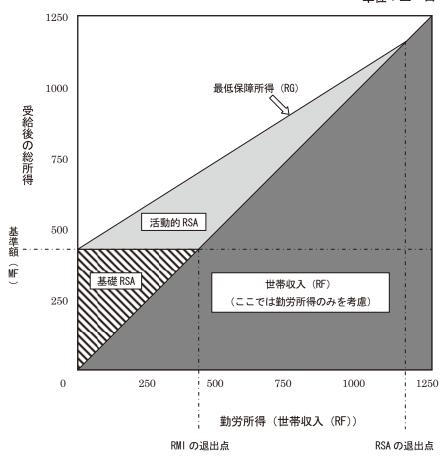
図を見る際は、横軸上の任意の点(任意の勤労所得額を表す点)を通る垂直線を引き、この垂直線上で考えることになる。この垂直線と RG を表す辺との交点から、垂直線と世帯収入の三角形の上部の辺との交点までの距離が RSA 給付額を示している。勤労所得が増加する(横軸を右にたどる)につれて、給付額が漸減していることがわかる。

<sup>(43)</sup> フランスの法典の条文のうち条文番号の頭に「R」又は「D」がつくものは、法律ではなくデクレで定められた規定である。

<sup>(44)</sup> Haut commissaire aux solidarités actives contre la pauvreté, *op.cit*. (26), p.12.

#### 図1 RSA 受給後の総所得額

単位:ユーロ



出典: Direction de la recherche, des études, de l'évaluation et des statistiques (DREES), *Les minima sociaux en 2008-2009*. Années de transition, p.35. 〈http://www.drees.sante.gouv.fr/IMG/pdf/minimas\_sociaux\_2008\_2009.pdf〉を基に筆者作成。

次に、図1でRMIとの比較を行なってみる (ただし、就労利得制度は考慮しない)。

図の基礎 RSA は、RMI に置き換えることが可能である。MF は、前述のとおり、RMI における最低所得額と同様に算定されるから、RMI について考える場合には、図中の MF を表す点線を RMI における最低所得額を表すものとみなすことができる。RMI 給付額は、最低所得額から世帯収入を控除した額であるから、図の基礎 RSA を表す三角形は、RMI を表していると置き換えることができる。RMI の退出点、つまり RMI の給付が受けられなくなる点は、図中に示したとおり、勤労所得(世帯収入)が RMI の最低所得額(図中では MF の点線)に達した点である。

一方、RSA の退出点は、「RSA 給付額 =RG

- RF = (勤労所得の62%+MF) - RF=0」となる点である。つまり、勤労所得の62% + MF = RFとなる点である。図1では、RFを勤労所得のみとしているため、RSA 退出点は、勤労所得の62% + MF = 勤労所得(RF)となる点である。すなわち勤労所得がMF÷0.38を超えた時点で、RSAの給付を受けられなくなる。このように、RSAの場合は、基礎RSAの給付が終了しても、活動的RSAが存在するため、給付を受けられる所得額の上限がRMIよりも高くなっている。

# (4) RSA の現金給付の財源

RSA の現金給付の財源は、県及び国が次のように分担して支出する(L. 第262-24条)。

#### (i) 県の分担

県は、RSA のうち MF と RF (FL を含む)

との差額、すなわち、「基礎 RSA」を負担する。

# (ii) 国の分担

国は、RSA 給付額全体から県の負担する 基礎 RSA を差し引いた額を負担する。すな わち、これは、RSA 給付額のうち勤労所得 の 62% の部分であり、「活動的 RSA」にあ たる額である。

なお、国の負担は、社会福祉を担当する大臣が指名する委員長の下、関係大臣等の代理人で構成される運営委員会によって経営される活動的連帯全国基金(fonds national des solidarités actives: FNSA)を通して支出される。FNSAの事務、会計及び財政の管理は、公的な金融機関である預金供託金庫(Caisse des dépôts et consignations)<sup>45</sup>が行なう(L. 第262-24条、D. 第262-50条及びD. 第262-51条)。

#### 3 RSA 受給者の権利及び義務

# (1) 権利及び義務

RSA 受給者には、RSA 創設の目的に掲げられた社会的及び職業的付添支援を受ける権利が付与されると同時に、これに伴う義務が課せられる(L. 第 262-27 条)。付添支援は、RSA 受給者に、社会的及び職業的参入を支援する支援担当者をつける制度である。付添支援を受ける者は、RSA 受給者のうち、世帯収入が MF より低い者であって、就労していないもの又は就労していても直近の3か月の勤労所得の平均月

額が500ユーロよりも低いものである。RSA 受給者は、この付添支援を受ける代わりに、求職活動、自営業の開業準備又はそれ以外の社会的及び職業的参入に必要な何らかの活動を行なう義務を課せられる(L. 第262-28条及びD. 第262-65条)。

県議会議長は、RSA 受給者に対して、この 求職活動等の支援を行なう機関をあっせんす る。あっせんされる機関は、求職者の就労支援 を行なう国の機関である雇用局(pôle emploi) 又は就職あっせん等の雇用のための公役務<sup>(6)</sup>を 行なうその他の機関である。ただし、住居や健 康の点で問題を抱えており、すぐに就労できな い者には、そのような問題の解決を支援する社 会参入のための機関をあっせんする(L. 第 262-29条)。あっせんされた機関の職員の中か ら、各受給者を受け持ち付添支援を行なう担当 者(référent)が任命される(L. 第 262-30条)。

雇用局をあっせんされた者は、雇用局が管理する求職者名簿<sup>(47)</sup>への登録から15日以内<sup>(48)</sup>に、雇用局と共同で、本人の希望に合致する求職内容を定めた個別就職計画(projet personnalisé d'accès à l'emploi: PPAE)を作成しなければならない(L. 第262-34条)。PPAEは、当該受給者の教育、資格、職業経験から得た知識及び能力、本人及び家族の状況並びに居住する地域の労働市場の状況を考慮に入れた上で、その者が希望する職種、主たる就労地域及び期待する給与水準について定める(労働法典L. 第5411-

<sup>(45)</sup> 預金供託金庫 (caisse des dépôts et consignations: CDC) は、公的金融機関であり、預金と供託金の管理を行なう公施設法人とその子会社から成る公的なグループである(通貨金融法典 L. 第 518-2 条から L. 第 518-3 条)。CDC は、貯蓄、年金、裁判に係る供託金等を運用し、公益と経済発展のために、公営住宅、大学、中小企業、再生エネルギーや気候変動対策等の持続的な発展を中心として、長期的な融資を行なう。Groupe Caisse des Dépôts, Le Groupe - Accueil 〈http://www.caissedesdepots.fr/〉

<sup>(46)</sup> 雇用のための公役務(service public de l'emploi)とは、失業者等の受入れ、指導、職業訓練及び社会参入に関する公役務である。この中には、就職あっせん、保健手当等の代替的所得(remplacement)の支払、求職者への付添、職業的参入への道程である職業的経路の安定化(sécurisation des parcours professionnels)のための支援が含まれる(労働法典 L. 第5311-1 条)。

<sup>(47)</sup> 労働法典 L. 第 5411-1 条に規定

<sup>(48)</sup> 労働法典 R. 第 5411-14 条に規定

6-1条)(49)。雇用局以外の雇用のための公役務に 参画する機関をあっせんされた者は、県との間 で、あっせんから1か月以内に、職業的参入に 関する双方の取組を列挙した契約を結ぶ。この 契約は、一般的に社会参加契約 (contrat d'engagement)と呼ばれる。この契約は、受給 者が実行することを約束した求職のための積極 的かつ継続的活動を定める。内容は、PPAEと 同様である(L. 第 262-35 条)。住居や健康等の 問題によりすぐに就労できない者で社会参入の ための機関をあっせんされたものについては、 県との間で、あっせんから2か月以内に、社会 的及び職業的参入に関する双方の取組を列挙し た契約を結ばなければならない(L. 第 262-36 条)。RSA 受給者は、PPAE 等に合致する妥当 な求人を紹介された場合、これを3回以上断る ことはできない(L. 第262-35条)。

#### (2) 義務違反の場合の給付停止処分

次に掲げる場合には、県議会議長は、RSA の全部又は一部の給付を停止することができる (L. 第 262-37 条)。

- ・受給者本人の事情により、かつ、正当な理由なく、期限内に PPAE 又は社会参加契約を作成若しくは締結しない場合又は更新しない場合
- ・正当な理由なく、受給者が PPAE の項目 又は社会参加契約の条項を遵守しない場合
- ・雇用局の付添を受ける受給者が、雇用局が 管理する求職者名簿から削除された場合
- ・受給者が、RSA等について定めている社 会福祉・家族法典第2編第6章「貧困及び 社会的排除との闘い」に規定する監督に服 さない場合

### (3) 附带的権利

RSA 受給者には、RMI と同様に、住民税の

免除や医療保障制度である普遍的医療給付制度 (CMU) の適用等の附帯的権利が付与される。 ただし、受給者であれば自動的に附帯的権利が付与されていた RMI とは異なり、RSA 受給者であるというだけでこの権利を享受できるわけではない。RSA においては、附帯的権利は、受給者の所得の多寡に応じて調整される。例えば、住民税の免除は、所得額に応じて免除されるかどうかが決定される<sup>50)</sup>。これにより、RSA制度全体が、給付額や附帯的権利について、一貫して所得額を基準としたものとなり、制度上の整合性が確保されることとなった(RSA 法第 2 章)。

### 4 不正受給に対する罰則

RSA の不正受給は、刑事罰又は行政上の過料により罰せられる。

刑事罰は、欺もう又は虚偽の申告による RSAの不正受給が刑法上の詐欺に該当する場合に科せられる。この場合の刑罰は、刑法典 第313-1条及び第313-3条に基づき5年以下の 拘禁刑又は375,000ユーロ以下の罰金刑である (L. 第262-50条)。

行政上の過料は、次のとおり科せられる。

RSA を受給する又は受給させることを目的 として、欺もう又は虚偽の申告を行なった者 には、5,000 ユーロの過料が科せられる(L. 第 262-50 条)。

仲介者として、ある者に RSA を受給させる ために、報酬と引換えに役務を提供した場合又 は提供させた場合には、4,500 ユーロの過料が 科せられる(L. 第 262-51 条)。

虚偽の申告又は意図的な記載漏れにより RSAの不当支払が行われた場合には、社会保 障制度に係る保険料の算定の際に使用される法

<sup>(49)</sup> PPAE については、次を参照。鈴木尊紘「フランスにおけるフレキシキュリティ法制」『外国の立法』No.240, 2009.6, p.223.

<sup>(50)</sup> 関根 前掲注(15), p.194.

定基準額の一つである社会保障の月額上限額 (plafond mensuel de la sécurité sociale) の 2 倍を上限とする額が科せられる。2012 年の社会保障の月額上限額は、3,031 ユーロであるため、この場合の過料の額は、最高 6,062 ユーロとなる (L. 第 262-52 条)。

### Ⅲ 参入政策の概要

この章では、RSA法によって改正された参 入政策の概要について解説する。主要な改正点 は、援助契約 (contrat aidé) の廃止に伴う統一 参入契約(Contrat unique d'insertion:CUI) の創設及び経済活動による参入(insertion par l'activité économique : IAE)に係る制度の改 正である。CUIは、就労支援のための内容を 盛り込んだ特殊な雇用契約であり、IAEは、 特定の組織において失業者等に就労の機会を与 える制度である。どちらの制度も、活動的連帯 所得手当(RSA)受給者だけに留まらず、広 く就労に困難を抱える者を対象とするものであ る。なお、ここで解説する参入政策は、主に RSA 法第 18 条から第 24 条までの規定による 改正後の労働法典に定められている。特に断ら ない限り、この章に記載する条文番号は、労働 法典のものである。

# 1 統一参入契約

統一参入契約(CUI)は、かつて4種類存在 した援助契約を2種類に整理し、これを統合す るものである。CUIは、就労に様々な困難を 抱える者を対象とした職業訓練等を伴う特殊な 雇用契約である。CUIを締結した雇用主には、 一定の財政的援助が与えられる。

旧制度上は、就労支援を目的として、次の4 つの援助契約が存在した。

- ・将来契約(contrats d'avenir:CAV)
- · 就労最低所得参入契約 (contrats insertion-revenu minimum d'activité: CI-RMA)
- ・雇用付添契約 (contrat d'accompagnement dans l'emploi: CAE)
- · 雇用主導契約(contrat initiative-emploi: CIE)

CAV 及び CI-RMA は、最低所得保障の受給者を対象とする契約であり、CAE 及び CIE は、県が認定する失業者等を対象とする契約であった。また、CAV 及び CAE は、非営利部門の雇用主(公共団体等)を対象とする契約であり、CI-RMA 及び CIE は、営利部門の雇用主を対象とする契約であった(表4参照)。

RSA 法は、制度の簡素化のため、CAV 及び CI-RMA を廃止した(RSA 法第 18 条)。その上で、CUI が新設され、CAE 及び CIE は、CUI に統合されることとなった(RSA 法第 21 条から第 23 条まで)。CUI は、最低所得保障の受給者と失業者等を対象とする。CUI には、旧制度上の CAE を基にした非営利部門における契約である CUI-CAE と、旧制度上の CIE を基にした営利部門における契約である CUI-CIE の 2 種類が存在する。

表 4	援助契約	(contrat aidé)	の分類
27	ルスタリンマルリ	(COTILIAL GIAC)	

対象者	非営利部門における契約	営利部門における契約	RSA 法以後
最低所得保障受給者	将来契約	就労最低所得参入契約	RSA 法により
(RMI、ASS、API、AAH)	(CAV)	(CI-RMA)	統一参入契約
雇用政策で優先されるその他	雇用付添契約	雇用主導契約	統一参入契約
の者(失業者等)	(CAE)	(CIE)	(CUI)に統合

出典: Marc-Philippe Daubresse, *Assemblée nationale Rapport*, N° 1113, 18 septembre 2008, p.204. 〈http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r1113.pdf〉を基に筆者作成。

# (1) 統一参入契約 (CUI) の概要

CUI は、有期又は無期の私法上の雇用契約として締結される。有期契約の場合、契約期間は、原則として6か月<sup>50</sup>を下回ってはならず、最長で2年間(50歳以上又は障害労働者は5年)である(L. 第5134-25条、L. 第5134-25-1条、L. 第5134-69-2条及び L. 第5134-69-1条)。また、週労働時間は、20時間を下回ってはならない(L. 第5134-26条及び L. 第5134-70-1条)。

被用者として CUI を締結できる者は、年齢にかかわらず就労に困難を抱えるものである。ただし、活動的連帯所得手当 (RSA)、一時待機手当 (ATA)、特別連帯手当 (ASS) 及び成人障害者手当 (AAH) 等の最低所得保障の受給者が優先される<sup>62</sup>。

雇用主として CUI を締結できる者は、CUI-CAE と CUI-CIE とで異なる。CUI-CAE の場合には、地方公共団体(市役所等)、公法上の法人(学校等)、非営利社団又は公共サービスを運営する企業(家庭ごみ収集業者等)が雇用主となる(L. 第5134-21 条)。一方、CUI-CIE の場合には、一般の企業、雇用問題解決のための企業団体である参入及び資格のための雇用主団体(groupements d'employeurs pour l'insertion et la qualification:GEIQ)又は漁業関係の事業者が雇用主となる(L. 第5134-66条)。

CUI が通常の雇用契約と異なる点は、契約に伴い、被用者への付添支援、職業訓練、雇用主への財政的援助が実施されることである。また、被用者は、長期的な雇用を目的とした就職活動等の活動を行なう場合に、一時的に CUI を中断することもできる。このような CUI の内容の詳細は、個別協定(convention individuelle)と呼ばれる関係者間の協定によ

り定める。関係者とは、①雇用主、②失業者等の CUI の受益者(bénéficiaire)の2者に、③雇用局、雇用のための公役務(service public de l'emploi)を行う機関(公的又は私的な就職あっせん機関、パートタイム労働の労働あっせん企業、就職あっせんのための私的な企業等)又は県議会議長(県がRSAを支出する場合)のいずれかを加えた3者である(L. 第5134-19-1条)。

CUI により雇用された被用者には、職業的 参入を支援する担当者が置かれる。担当者は、 個別協定の調印に参加した機関の職員の中か ら指名される(労働法典 R. 第 5134-37 条及び R. 第 5134-60 条)。また、職場では「チューター (tuteur)」と呼ばれる熟練被用者が支援及び助 言を行なう(R. 第 5134-38 条、R. 第 5134-39 条、 R. 第 5134-61 条及び R. 第 5134-62 条)。

# (2) 国からの財政的援助

CUI を締結した雇用主に対しては、国からの財政的援助が行われる。支給額は、CUI-CAE の場合には、被用者 1 人あたり法定最低賃金額の 95% を上限とし、CUI-CIE の場合には、被用者 1 人あたり法定最低賃金額の 47%を上限とする額である(労働法典 L. 第 5134-30-1 条及び L. 第 5134-72-1 条)。支給額は、雇用主の業種及び産業部門、付添支援及び社会参入支援のための活動内容、地域の経済状況並びに被用者が過去に経験した雇用に関する困難さを考慮して決定される(L. 第 5134-30 条及び L. 第 5134-72 条)。

# 2 経済活動による参入

経済活動による参入 (insertion par l'activité économique: IAE) は、国と協定を締結した組織が失業者等を有期で雇用し就労

<sup>(51)</sup> 短期の拘禁刑を宣告された者に対して、その代替として一定の義務や条件を課した上で、刑事施設外での活動等を許可する刑罰の調整(aménagement de peine)を受けている者については、3 か月。

<sup>(52)</sup> Service-public.fr, Contrat unique d'insertion (CUI) (http://vosdroits.service-public.fr/F21006.xhtml)

表 5 経済活動による参入 (IAE) を実施する組織の分類 (2012年現在)

	職業的参入企業 (EI)	派遣労働参入企業 (ETTI)	仲介非営利社団 (AI)	職業的参入作業場·現場 (ACI)
対象者	①長期失業者 ② RSA 受給者 ③社会扶助対象者 ④困難を抱える 26 歳未満 の若年者	①長期失業者 ② RSA 受給者 ③社会扶助対象者 ④困難を抱える 26 歳未満 の若年者	①長期失業者 ② RSA 受給者 ③認定を受けた障害者 ④困難を抱える 26 歳未満 の若年者	①長期失業者 ② 最低所得保障 (RSA、 ASS 等) の受給者 ③社会扶助対象者 ④困難を抱える 26 歳未満 の若年者
事業活動	市場向けの財物の生産 又は役務の提供	派遣労働のあっせん	非営利社団、地方公共 団体又は企業への臨時業 務のためのパートタイム の労働者の派遣	一時的又は常設で開設 される。社会的ニーズに 貢献する活動
任務	生産活動の提供による 社会参入(労働のテンポ の再訓練、職業訓練、社 会的付添)	職業的参入、受入れ中 及び受入れ終了後の社会 的及び職業的な追跡調査	採用、個別進路の準備、 持続的な職業的参入の支 援、求人の受付及び処理	追跡調査、付添支援、 職業訓練(求職者各自の 要求に応じた参入過程の 構築)
契約形態	① CDDI (契約期間4か 月以上2年以下、週労 働時間は20時間以上)	①最長 24 か月の派遣労働 契約	① CDDI ②パートタイムの無期雇 用契約(CDI)	① CDDI ② CUI-CAE (有期の CUIの契約期間は、6 か月以上2年間以下、 週労働時間は20時間以上)
国の財政的援助	①フルタイム労働の被用 者1ポストあたり年間 9,681ユーロの財政的援助 ②社会保険料の事業主負 担の減免	①フルタイム労働の被用 者 12 人相当を担当する 支援者 1 ポストあたり 年間 51,000 ユーロの財 政的援助 ②社会保険料の事業主負 担の減免	①1団体ごとに年間最高 30,000ユーロ。 ②被用者1人あたり年間 最高750時間分の社会 保険料の事業主負担の 減免	施設数、受け入れた者 の性質・種類、受け入れ た者の数、付添支援の形態、受け入れた者の再就 態、受け入れた者の再就 労の目標率に応じて援助 額が決定される。

出典:Bernadette Dupont, *Sénat Rapport*, N° 25, session ordinaire 2008-2009, p.110. 〈http://www.senat.fr/rap/108-025/108-0251.pdf〉を基に筆者作成。

の機会を与えると共に、職業訓練などを実施し、長期的な職業に就くことができるように支援する制度である(L. 第5132-4条)。これまで、IAEは、その制度上の複雑さと財政面における不安定さが問題視されていた。そこで、RSA法により、制度の簡素化のために有期参入契約(後述)に係る規定が改正され、国からの財政的援助制度も改革された。

### (1) IAE を実施する組織

IAEにより、失業者を受け入れる組織は、次の4種類に分類される(表5参照)<sup>63</sup>。

①職業的参入企業 (entreprises d'insertion:

EI)は、国が財源を負担して雇用局が運営する企業で、就職が困難な失業者を採用し、職業訓練や社会参入の機会を提供する。

②派遣労働参入企業(entreprises de travail temporaire d'insertion:ETTI)は、国が財源を負担して雇用局が運営する企業で、就職が困難な失業者を採用し、企業等への労働者の派遣を行なう。

③仲介非営利社団 (association intermédiaire : AI) は、国が財源を負担して雇用局が運営する非営利団体で、就職が困難な失業者を採用し、臨時のパートタイム労働をあっせんする。

<sup>53)</sup> 厚生労働省大臣官房国際課『2010 ~ 2011 年 海外情勢報告』pp.179-181. 〈http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/12/〉

④ 職業的参入作業場・現場(ateliers et chantiers d'insertion:ACI)は、国、地方公共団体等が財源を負担して地方公共団体や非営利法人などが運営する非営利部門の施設で、就職が困難な失業者を、職業訓練生等の身分で採用し、技術指導等を行なう。

# (2) 有期参入契約

有期参入契約(contrat à durée déterminée d'insertion:CDDI)は、労働法典 L. 第 1242-3 条に基づき、これまで EI への失業者受入れに際し締結されていた有期雇用契約の一種である。RSA 法により、CDDI は、EI の他に、AI 及び ACI でも締結できることとなった(RSA 法第 18 条)。

CDDI は、社会的及び職業的困難に陥っている失業者を対象とする契約で、失業者の就労促進のため、又は被用者の職業訓練を補完することを目的として締結される。契約期間は、4か月以上2年以下<sup>544</sup>であり、週労働時間は、20時間を下回ってはならない。CDDIを締結した被用者は、他の雇用主のもとで就労する形態の研修制度を利用することができる。また、職業に必要な能力の評価試験である就業中評価(évaluation en milieu de travail:EMT)の受験、職業的参入に資する活動の実施又は中長期的な雇用の求人に付随する試用期間の労働を実施するために、CDDIに基づく就労を一時的に中断することもできる。(L. 第5132-5条、L. 第5132-11-1条及び L. 第5132-15-1条)。

このような規定の例外として、AI については、パートタイムの無期雇用契約 (contrat de travail à durée indéterminée: CDI) を締結

する余地が残され、ACI については、経過措置として当面は CUI-CAE に基づく雇用契約を締結する余地が残された<sup>55</sup>。

# (3) 国からの財政的援助

EI、ETTI、AI 及び ACI には、それぞれ国からの財政的援助が与えられている。そのうち AI 及び ACI に対する財政的援助は、これまで、受け入れた失業者等の人数にかかわらず一定の金額を支給する形をとっていた。その結果、受入者数が増えると、受入組織は財政的に苦しい状況になり、IAE の実効性や社会参入の拡大に対する障害となっていた<sup>566</sup>。これに対して、EI には、失業者が就くポスト数に応じて援助が支給され、ETTI には、失業者の支援を担当する職員のポスト数に応じて財政的援助が支給されている。

そこで、RSA 法では、ACI に対しても受入者数に応じた財政的援助をできるように制度を改正した(L. 第5132-3条 $2^\circ$ )(表5参照)。ACI に対する財政的援助の詳細は、国との協定に基づき定められる(L. 第5132-2条)。なお、AI については、ACI における制度改正の結果を評価した後で、同様の援助形態を適用するかを検討することとされた577。

#### おわりに

活動的連帯所得手当 (RSA) は、2009年6月1日から運用が開始され、受給者数は、2011年6月時点で約200万人となった<sup>58</sup>。RSA 導入前の2008年12月時点で、社会参入最低所得手当(RMI)の受給者数が約120万人、単親手

<sup>54)</sup> ただし、職業訓練を完了する必要がある場合又は就労に関して特別な困難を抱えている 50 歳以上の被用者又は障害労働者の場合には、契約期間を更新することができる。

<sup>(55)</sup> Daubresse, *op.cit*. (23), p.18; Dupont, *op.cit*. (17), p.26.

<sup>(56)</sup> Daubresse, op.cit. (23), p.27.

<sup>(57)</sup> ibid., p.18.

<sup>(58)</sup> Audrey Isel et al., "Les allocataires du RSA fin juin 2011 et leurs trajectoires," *DREES Études et Résultats*, n° 782, novembre 2011, p.1. (http://www.drees.sante.gouv.fr/IMG/pdf/er782-2.pdf)

当(API)の受給者数が約20万人であったことから、RSA受給者数は、増加傾向にあると言える<sup>69</sup>。政府によるRSAの評価報告書によれば、RSAの導入により15万人が貧困から抜け出し、貧困率は減少したとされている<sup>60</sup>。他方で、雇用へ復帰するRSA受給者は、RMIと同程度で、毎月、約3%である<sup>61</sup>。このような結果に基づき、RSAは、貧困対策としては効果をあげているが、雇用対策としての効果には疑問が残るとする意見もある<sup>62</sup>。

2011年には、サルコジ大統領(当時)の依頼を受けてRSA制度の改善に関する報告書<sup>63</sup>が提出された。この中で、RSA制度に関する22の改革案が提示されている。主な提案としては、週7時間労働の統一参入契約(CUI)の創設がある。現行のCUIの週労働時間は、20時間以上である。しかし、長期間就労していなかった者の中には、すぐには20時間労働に適応できないものもいる。そこで、週7時間労働

の CUI を再就労に向けた一種の訓練として利用する案が提案されたのである。 2012 年現在、いくつかの州(県より広域な地方公共団体で、「地域圏」とも訳される)でこの制度の実験が開始されている。就労していない RSA 受給者にこの週 7 時間労働を義務として課すという構想も存在する 6%。

フランスでは、2012年5月にフランソワ・オランド新大統領が就任し、17年ぶりに社会党政権が誕生した。したがって、今後、サルコジ政権下で提案された RSA の改革案がどのように扱われるかは定かでない。しかし、2012年の大統領選の争点でもあった失業問題との関連で、今後、RSA が重要な政策課題の1つとなることは間違いないであろう。生活保護制度改革、特に就労支援策が課題となっている日本との比較の観点からも、今後の RSA を取り巻く動向を注視していく価値があるだろう。

(はっとり ゆうき)

<sup>59)</sup> Sandrine Mathern et al., "Les allocataires de minima sociaux en 2008," *DREES Études et Résultats*, n° 727, mai 2010, p.3. \http://www.drees.sante.gouv.fr/IMG/pdf/er727.pdf\rangle

<sup>(60)</sup> François Bourguignon, *Comité national d'évaluation du rSa Rapport final*, décembre 2011, p.16. (http://www.ladocumentationfrançaise.fr/var/storage/rapports-publics/114000721/0000.pdf)

<sup>(61)</sup> *ibid.*, pp.81-82.

<sup>62 &</sup>quot;Le RSA réduit la pauvreté mais moins le chômage," Le Figaro, 15 décembre 2011, p.22.

<sup>(63)</sup> 報告書の作成は、RSA 法案に関する委員会報告書の作成責任者でもあったマルク=フィリップ・ドブレス(Marc-Philippe Daubresse)下院議員が担当した。Marc-Philippe Daubresse, *Mission présidentielle sur l'amélioration du rSa et le renforcement de son volet insertion*, août 2011, p.14. 〈http://www.cnle.gouv.fr/IMG/pdf/rapport\_rSaDAUBRESSE.pdf〉

<sup>64 &</sup>quot;RSA: Daubresse propose sept heures de travail obligatoire," Le Figaro, 14 septembre 2011, p.20.

# 活動的連帯所得手当の一般化及び社会参入政策の改革に関する 2008 年 12 月 1 日の法律第 2008-1249 号 (抄)

Loi n° 2008-1249 du 1er décembre 2008 généralisant le revenu de solidarité active et réformant les politiques d'insertion

海外立法情報課 服部 有希訳調査及び立法考査局フランス法研究会\*訳

#### 【目次】

- 第1章 活動的連带所得手当
- 第2章 関連法に係る規定及び調整規定(省略)
- 第3章 参入政策
- 第4章 経過規定及び最終規定(省略)

#### 第1章 活動的連帯所得手当

### 第1条

- I. 貧困と闘い、就労又は再就労を促進し、及び受給者の社会参入を支援するため、その受給者に対して適切な生活費を保障することを目的として、活動的連帯所得手当 [RSA]<sup>(1)</sup>を創設する。活動的連帯所得手当は、社会参入最低所得手当 [RMI]、単親手当 [API]及び再就労のための就労利得の諸制度<sup>(2)</sup>に代替する。この制度の成功には、国及び県の責任の下、社会参入分野の関係者、企業及び労使代表が調整し、及び連携することが必要である。
- Ⅱ. 社会福祉・家族法典第1編第1章第5節を 次のように改める。
  - 1° L. 第 115-1 条を削除する。

- 2° L. 第 115-2 条 を L. 第 115-1 条 と し、次 のように改める。
  - a) 第1項中「に対し」の次に「貧困及び」 を加える。
  - b) 第3項の末尾の「社会的排除」を「貧 困及び社会的排除」とする。
- 3° L. 第115-2条として次の一条を加える。
  - 「L. 第115-2条 貧困及び社会的排除との 闘いという国家的要請は、困難な状況に ある者の社会的及び職業的参入によって 実現される。

活動的連帯所得手当は、第2編第6章 第2節に規定する条件に従って実施され、勤労及び勤労で得た権利から受ける 収入がわずかな世帯又は失業世帯の勤労 所得を補完又は代替する。

活動的連帯所得手当は、労働能力の有無にかかわらず、最低所得及び勤労所得の増加に応じた収入の増加を、すべての人に保障する。活動的連帯所得手当受給者は、雇用への持続的な参入を実現するための社会的及び職業的付添支援<sup>(3)</sup>を受ける権利を有する。

活動的連帯所得手当は、国及び県の責

なお、翻訳に当たっては、大山礼子駒澤大学法学部教授の御教示を得た。 以下、注はすべて訳者注である。

- (1) []内は訳者補記。以下同様。
- (2) 就労利得制度(intéressement)は、RMI に付随する制度で、就労後1年間、RMI 給付額の算定の際に、勤労所得の全部又は一部を世帯収入として認定しないようにする制度である。
- (3) 社会的及び職業的付添支援(accompagnement social et professionnel)とは、各個人に支援担当者をつけ、必要に応じて社会的参入のための支援(医療、教育等に関する支援)で補いながら、職業的参入のための支援(就労支援等)を実施する制度である。

<sup>\*</sup> 岡村美保子、北岡健司、古賀豪、鈴木尊紘、長谷川総子、服部有希、濱野恵(調査及び立法考査局フランス 法研究会)。

任の下で実施する。その他の地方公共団体、労働法典 L. 第5312-1 条に規定する施設<sup>(4)</sup>、雇用センター<sup>(5)</sup>又は雇用センターがない場合にあっては社会参入及び雇用のための地方複数年計画<sup>(6)</sup>の運営法人、公施設法人<sup>(7)</sup>、社会保障に係る諸機関並びに雇用主は、これに協力するものとする。前項の枠組において、社会参入政策は、県の責任の下で実施する。

この条に規定する政策の決定、運営及 び評価は、関係者の実質的な参加を保障 する方法により行う。」

- 4° L. 第 115-4 条<sup>(8)</sup>の次に L. 第 115-4-1 条として、次のように加える。
  - 「L. 第115-4-1条 政府は、5年ごとに、L. 第115-2条第4項に規定する法人への聴取の後、コンセイユ・デタの議を経るデクレで規定する条件に従って測定した貧困を削減するための数値目標を定める。この目標の実現状況並びにこれを達成するために実施する財政上の措置及び手段に関する報告書は、毎年議会に提出する。」

#### 第2条

政府は、2009年6月1日より前に、権限

を付与した県による活動的連帯所得手当の試験的実施について総括する報告書を、議会に提出する。

#### 第3条

社会福祉・家族法典第2編第6章第2節を 次のように改める。

### 「第2節 活動的連帯所得手当

### 第1款 一般規定

L. 第 262-1 条 活動的連帯所得手当は、 その受給者に対して適切な生活費を保障 し、就労を促進し、また、被用者である か否かにかかわらず、労働者の貧困と闘 うことを目的とする。

# 第2款 活動的連帯所得手当の給付

# 第1目 受給権取得資格

- L. 第 262-2 条 フランス国内に継続的にかつ実際に居住する者であって、その世帯の収入が最低保障所得未満の者は、すべて、この節に規定する条件に従って活動的連帯所得手当を受給する権利を有する。最低保障所得は、世帯ごとに、次に掲げるものを合計して算定する。
  - 1°世帯構成員の勤労所得の算定部分
  - 2° 世帯構成及び被扶養子(9)の数に応じ
- (4) 労働法典 L. 第 5312-1 条は、求職者の就労支援を行なう国の機関である雇用局(pôle emploi)に関する規定である。鈴木尊紘「フランスにおけるフレキシキュリティ法制」『外国の立法』 No.240, 2009.6, p.223.
- (5) 雇用センター(maison de l'emploi)は、雇用局等と協力し、求職者への対応や情報提供の他に、企業の設立等の支援に関する業務を行う。
- (6) 地方複数年計画 (plan local pluriannuel pour l'insertion et l'emploi: PLIE) は、社会的及び職業的参入に 困難を抱える者を支援するために、地方公共団体が作成するものである (労働法典 L. 第 5131-2 条)。失業者 等に対して担当者がつき、付添支援や指導を行ない社会的及び職業的参入を支援する。PLIE Nord Essonne, Objectifs du PLIE et publics prioritaires. 〈http://plienordessonne.fr/plie objectifs.php〉
- (7) 公施設法人(établissement public)とは、公法上の法人格を有する施設又は機関で、公役務(service public)の管理を行う行政的公施設法人(établissement public à caractère administratif)と、私企業に近い形で公益性を有する商業的又は工業的活動を行う商工業的公施設法人(établissement public à caractère industriel et commercial)の2種類が存在する。
- (8) 社会福祉・家族法典 L. 第115-4条は、社会的排除との闘いに関する方針についての1998年7月29日の法律 第98-657号の実施状況について、2年ごとに政府が評価報告書を議会に提出することを規定している。
- (9) 被扶養子 (enfants à charge) は、他者に扶養されている子である。扶養者は、必ずしも親族に限られない。 山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会, 2002, p.199.

#### た基準額

活動的連帯所得手当は、世帯収入を 最低保障所得の水準まで引き上げる手 当である。当該手当は、必要に応じ、 労働法典 L. 第 5133-8 条に規定する個 別再就労支援費<sup>(10)</sup>によって補完され る。

- L. 第 262-3 条 世帯構成員の勤労所得の 算定部分及び L. 第 262-2 条 2° に規定す る基準額については、デクレで定める。 基準額は、たばこを除く消費者物価の変 動に応じて、毎年1回改定する。
  - L. 第132-1条に規定する収入<sup>(11)</sup>を含めた世帯の総収入は、特に次に掲げるものについて規定するコンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、活動的連帯所得手当の算定の際に考慮される。
  - 1° 勤労所得の性格を有する収入又はこれに代わる収入
  - 2° 現物給付を含む収入の算定方式。住居の無償提供に係る現物給付は、基準額に従い決定する<sup>(12)</sup>。

- 3° 基準額に従い算定される社会給付及び社会扶助、特に、社会保障法典 L. 第542-1 条及び L. 第831-1条<sup>(13)</sup>並びに建築・住居法典 L. 第351-1条<sup>(14)</sup>に規定する住居に充てられたもの
- 4° 個別の社会目的を有するため算定する収入に含まれない社会給付及び社会 扶助
- 5° 再就労後に勤労又は職業実習から得る収入が[世帯の総収入として]考慮されない期間<sup>(15)</sup>
- L. 第 262-4 条 活動的連帯所得手当は、 受給者が次に掲げる要件を満たす場合に 支給する。
  - 1° 年齢が25歳以上であること又は一 若しくは二以上の被扶養子若しくは扶 養すべき胎児を有すること
  - 2° フランス国籍を有すること又は就労 のための滞在許可証を5年以上所持す ること。この条件は、次に掲げる者に ついては適用しない。
    - a) 難民、補完的保護(16)を受けている者、
- (10) 個別再就労支援費(aide personnalisée de retour à l'emploi)は、RSA 受給者に対して、RSA 給付額とは別に、再就労や職業訓練のために負担した諸経費の一部又は全部を支給する制度である。対象となる経費は、交通費(公共交通機関の費用や運転免許取得のための費用等)、衣服に関する費用(雇用に必要な衣服や靴等の購入費等)、住居に関する費用(引越しのための費用等)、保育費、資格等の取得費用等である。個別再就労支援費の支給を受けることができる RSA 受給者は、収入が基準額(MF)を下回り、かつ、職がない又は過去3か月間の平均月収が500ユーロに達しない者である。Service-public.fr, Calcul du montant du revenu de solidarité active (RSA) 〈http://vosdroits.service-public.fr/F502.xhtml〉
- (11) 勤労所得その他の所得及び所得を生じない財産の資産価値が考慮される。
- (12) ここで「住居の無償提供に係る現物給付は、基準額に従い決定する」とあるのは、住居見積額(forfait logement: FL)のことを指す。FLの具体的な決定方法は、社会福祉・家族法典 R. 第 262-9 条により規定されている。
- (13) 社会保障法典 L. 第 542-1 条及び L. 第 831-1 条は、住宅手当(allocations logement)の支給条件について定める。
- (14) 建築・住居法典 L. 第 351-1 条は、個別住宅支援費(aide personnalisée au logement:APL)を創設するものである。APL は、世帯収入、子どもの数、住宅の場所等に基づいて支給される住宅手当の一種である。
- (15) 社会福祉·家族法典 R. 第 262-12 条によれば、就労後 3 か月間は、勤労所得等が世帯収入として認定されない。
- (16) 補完的保護(protection subsidiaire)とは、難民の認定を受けていない者で、その者が従来在留していた国に帰国すれば、死刑や拷問等の非人道的な扱いを受けるおそれのある者を保護することである。フランス難民・無国籍者保護局(office français de protection des réfugiés et apatrides:OFPRA)が、その保護を与える。岡村美保子「フランスの難民認定制度」『レファレンス』642 号, 2004.7, pp.80-89; 岡村美保子「フランスの難民等の庇護に関する法律」『外国の立法』No.221, 2004.8, pp.115-121; 鈴木尊紘「フランスにおける 2007 年移民法―フランス語習得義務から DNA 鑑定まで―」『外国の立法』No.237, 2008.9, p.32.

無国籍者及び居住許可証<sup>(17)</sup>又は国際条約及び国際協定で規定する滞在 許可証で居住許可証と同等の権利を 付与するものの交付を受けた外国人

- b) L. 第 262-9 条に規定する増額の権利を有すること。ただし、社会保障法典 L. 第 512-2 条に規定する滞在の適法性の条件<sup>(18)</sup>を満たさなければならない。
- 3° 生徒、学生又は機会の平等に関する 2006年3月31日の法律第2006-396 号第9条にいう研修生<sup>(9)</sup>でないこと。こ の条件は、この法典のL. 第262-9条に 規定する増額の権利を有する者には適 用しない。
- 4°無給の育児休暇若しくはサバティカル休暇<sup>20</sup>の取得中又は休職中でないこと。この条件は、L. 第 262-9 条に規定する増額の権利を有する者には適用しない。
- L. 第 262-5 条 受給者の手当の算定に当たって考慮されるためには、受給者の配偶者、内縁関係にある者又は民事連帯協約<sup>(2)</sup>を結んだ相手は、L. 第 262-4 条 2°及

び4°に規定する条件を満たさなくては ならない。

欧州連合加盟国、欧州経済領域に関する協定に加盟する欧州連合加盟国以外の国又はスイス連邦の国籍を有するフランス在留者を除く外国人である受給者の手当の算定に当たって考慮されるためには、当該外国人の子は、社会保障法典L. 第512-2条<sup>(22)</sup>に規定する条件を満たさなくてはならない。

L. 第 262-6 条 L. 第 262-4 条 2°の規定にかかわらず、欧州連合加盟国、欧州経済領域に関する協定に加盟する欧州連合加盟国以外の国又はスイス連邦の国籍を有するフランス在留者は、滞在資格の要件を満たし、かつ、申請前 3 か月間フランスに居住していなくてはならない。

ただし、次に掲げる者に対しては、居 住期間に関するいかなる条件も問わない。 1° 現行法規に従って申告した職業に従 事している者

2° フランスで前項に掲げる職業に従事 していた者で、医学的な理由から一時 的に労働能力を失っているもの、労働

<sup>(17)</sup> 居住許可証 (carte de résident) とは、フランスに一定期間、継続的に居住することを立証する外国人、とくにフランス国籍者の外国人配偶者、政治的亡命者、無国籍者に対し交付され、職業活動を行う権利を付与するものである。山口編 前掲注(9), p.519; 中村紘一ほか監訳『フランス法律用語辞典』三省堂, 1996, p.47.

<sup>(18)</sup> 社会保障法典 L. 第512-2条は、フランス在留外国人の家族手当受給に関する規定である。当該外国人の家族 給付の受給は、家族手当を申請する被扶養子について、次に掲げる地位のうち1つを証明することを条件とする。 ①フランス国内で生まれたこと、②法定の家族の呼び寄せ手続に従い、正規に入国していること、③難民の家 族の一員であること、④法定の滞在許可証の交付を受けた外国人の子であること。入国及び滞在の適法性を証 明する際に必要な資格及び証拠の一覧は、社会保障法典 D. 第512-2条に規定されている。

<sup>(19)</sup> 研修生、受入企業及び教育機関の3者で締結される協定に基づき実施される研修の研修生を指す。Loi n° 2006-396 du 31 mars 2006 pour l'égalité des chances

<sup>20)</sup> サバティカル休暇 (congé sabbatique) は、少なくとも6年間の職業活動をし、かつ当該企業で36か月間勤務した被用者の申請に基づき、最短6か月、最長11か月の期間につき無給で認められる休暇である。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会,2002, p.519.

<sup>(21)</sup> 民事連帯協約(pacte civil de solidarité: Pacs)、共同生活を営むために、異性又は同性の成人 2 人の間で締結される民事的な契約である(民法典第 515-1 条)。婚姻ほどの法的拘束力はなく、婚姻と事実婚との中間に位置するカップルの形態であると言える。北原零未「フランスにおける PACS の位置づけと概況」『経済学論纂』 51 (1・2), 2011.3, p.346.

<sup>(22)</sup> 前掲注(18)参照

法典 L. 第 6313-1 条及び L. 第 6314-1 条<sup>23</sup>にいう職業訓練を受けているもの 及び同法典 L. 第 5411-1 条に規定する 名簿<sup>24</sup>に登録されているもの

求職のためにフランスに入国した欧州連合加盟国、欧州経済領域に関する協定に加盟する欧州連合加盟国以外の国又はスイス連邦の国籍を有するフランス在留者で、フランスでの求職を続けているものは、活動的連帯所得手当を受給する権利を有しない。

1°又は2°に規定する者の尊属、卑属 又は配偶者に対しては、第1項に規定す る居住期間の条件は問わない。

L. 第 262-7 条 活動的連帯所得手当を受給するためには、社会保障法典 L. 第611-1 条に規定する制度<sup>(5)</sup>に加入している労働者は、いかなる被用者もその事業のために雇用していてはならず、また、デクレで定める水準を超える売上げを得ていてはならない。

活動的連帯所得手当を受給するためには、農事法典 L. 第722-1 条に規定する制度<sup>266</sup>に該当する労働者は、農業から得る最終利益がデクレで定める額を超えていてはならない。

この条に規定する労働者並びに労働法

- 典 L. 第 3132-7 条に規定する企業及び施設<sup>四</sup>に雇われた被用者又は断続的労働に従事する被用者に適用する活動的連帯所得手当の算定方式は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。
- L. 第 262-8 条 申請者の社会的及び職業的参入について特別の事情がある場合には、県議会議長は、個別の決定により、L. 第 262-4 条 3° 第一文及び L. 第 262-7条に規定する条件の適用を除外することができる。
- L. 第 262-9 条 L. 第 262-2 条 2° に規定する基準額は、次に掲げる者については、 一定の期間<sup>(28)</sup>増額するものとする。
  - 1° 一又は二以上の子を扶養する単親
  - 2° 妊娠届<sup>四</sup>を提出し、かつ、産前検診 を受診した単身の妊婦

増額の期間は、末子が制限年齢<sup>300</sup>に達 する時まで延長する。

配偶者と死別し、離婚し、別居した者 又は未婚の者は、明白かつ永続的にカップルとして生活しているものを除き、単身とみなすものとする。カップルの一方が外国に居住している場合には、そのカップルのうちフランスに居住する者は、単身とみなさない。

L. 第 262-10 条 L. 第 262-2 条 2° に規定す

- 23) 労働法典 L. 第 6313-1 条及び L. 第 6314-1 条は、労働者の職業的参入、職業活動の維持、資格の取得等を目的として実施される継続職業訓練(formation professionnelle continue) に該当する訓練活動を列挙する規定である。
- 24 雇用局が登録を行う求職者の名簿を指す。求職者は、雇用局に対して、名簿への登録を要請できる。
- 25) 独立事業者の医療保険及び年金保険を一元的に管理運営する制度である独立事業者社会制度(régime social des indépendants)を指す。
- 26) 被用者ではない農業従事者のための社会保護制度 (protection sociale des personnes non salariées des professions agricoles) を指す。
- (27) 1年のうちの一定の期間しか活動しない企業若しくは特定の季節又は1年のうち一定の期間にのみ活動する施設を指す。
- (28) 12 か月間である。
- (29) 妊娠届 (déclaration de grossesse) は、出産手当や医療費補助を受けるために、家族手当の管理を行う家族 手当金庫 (caisse d'allocations familiales) 及び医療保険金庫 (caisses d'assurance maladie) に提出する届出 である。
- (30) 3歳である。

る世帯に適用される基準額と世帯収入との差額に相当する部分の活動的連帯所得手当の給付は、当該世帯が法律、規則及び協定に基づく社会給付の受給権を行使していることを条件とする。ただし、L. 第222-3条に規定する月別手当<sup>(3)</sup>及び社会保障法典 L. 第351-1条第1項に規定する年齢<sup>(3)</sup>を超え労働に適さないことが認められた者に支払われる老齢年金以外の老齢年金であって、法定制度に基づくものについては、その限りではない。

手当の給付は、前項のほか、次に掲げるものについても当該世帯が権利を行使 していることを条件とする。

- 1° 民法典第 203 条<sup>(33)</sup>、第 212 条<sup>(34)</sup>、第 214 条<sup>(35)</sup>、第 255 条<sup>(36)</sup>、第 342 条<sup>(37)</sup>及び 第 371-2 条<sup>(38)</sup>による義務に基づき当該 世帯に支払われるべき扶養料債権並び に同法典第 270 条<sup>(39)</sup>に基づき支払われるべき補償手当
- 2° 離婚が認められた配偶者について裁判所が承認した扶養定期金であって、離婚改革に関する1975年7月11日の法律第75-617号の施行前に最初の申請が出されたもの
- L. 第 262-11 条 L. 第 262-15 条及び L. 第

262-16 条に規定する活動的連帯所得手 当の受給申請の予備審査及び役務を担当 する機関は、L. 第 262-10 条に規定する 義務を実行するために必要な手続を行う 申請者を援助する。

役務を担当する当該機関は、これらの 手続が開始されたら直ちに、受給者に活動的連帯所得手当を給付し、給付額を超 えない範囲内において、社会保障機関又 は債務者に対する受給世帯の権利につい て、県に代位する。

L. 第 262-12 条 受給世帯は、L. 第 262-10 条第 2 項に規定する義務の免除を申請す ることができる。県議会議長は、債務を 履行しない債務者の事情を考慮し、かつ、 申請者に、必要がある場合にはその選任 する者の補佐を受けて、その見解を表明 する機会を与えた後に、この申請につい ての決定を下す。県議会議長は、活動的 連帯所得手当について、給付を停止し、 又は扶養料債権が定められている場合に はその額若しくは家族扶養手当の額を限 度として減額することができる。

#### 第2目 給付の付与及び役務

L. 第 262-13 条 活動的連帯所得手当の付 与は、申請者の居住する県又はこの編の

- (31) 児童に対する社会扶助の一種である在宅支援に伴って給付される手当。
- (32) 老齢保険で、被保険者の退職年金の給付額が確定できる年齢。
- (33) 民法典第203条は、婚姻により夫婦が共に子の扶養義務を負うことを規定している。
- (34) 民法典第212条は、夫婦には、互いに敬い貞節を尽くし助け合う義務があることを規定している。
- (35) 民法典第214条は、夫婦財産に関する合意で、婚姻に係る負担について夫婦での分担を取り決めていない場合には、各自の能力に応じて分担すること、夫婦の一方が義務を果たさない場合には、他方が民事訴訟法で規定する手続により義務の履行を強制できることを規定している。
- (36) 民法典第255条は、離婚手続に際して、裁判官が有する権限について規定している。裁判官は、夫婦の一方に対して共同の住居の居住権を付与することなどができる。
- (37) 民法典第342条は、父親から認知されていないすべての未成年の子が、法定懐胎期間内に母親が交際していた相手に対して援助金を請求できることを規定している。
- (38) 民法典第 371-2 条は、子の養育について、それぞれの親が、その資力、もう一方の親の資力及び子の要求に応じて、子が成年に達するまで協力する義務を負うことを規定している。
- (39) 民法典第270条は、離婚により生じる不均衡を補償するために、夫婦の一方が他方に対し裁判で定める額の補償手当を支払う義務を負うことを規定している。

第6章第4節<sup>40</sup>に規定する条件に基づき 申請者が居を定めた県の県議会議長が決 定する。

県議会は、手当についての個別の決定 に関する県議会議長の権限のすべて又は 一部の行使について、L. 第 262-16 条に 規定する活動的連帯所得手当の役務を担 当する機関に委任することができる。

- L. 第 262-14 条 活動的連帯所得手当の申請は、申請者の選択に基づき、デクレで指定する機関に対して行うものとする。
- L. 第 262-15 条 申請に関する行政の予備審査は、デクレで定める条件に従い、県の部局又は活動的連帯所得手当の役務を担当する機関が無償で行う。同様に、この権限を行使することを決定した、申請者の居所地の市町村社会福祉センター若しくは市町村共同社会福祉センター又は協定により定められた条件に基づく県議会議長の委任を受けた非営利社団その他の非営利組織も、この予備審査を行うことができる。

労働法典 L. 第5312-1条に規定する施設 [雇用局] がこの予備審査に協力するための方法は、第1項に規定するデクレで定める。

- L. 第 262-16 条 活動的連帯所得手当の役務は、各県において、家族手当金庫及び農業社会共済金庫<sup>(41)</sup>の管轄に属する者に対しては同金庫が確実に実施する。
- L. **第 262-17 条** 受給申請の提出時に、申

請者は、申請先の機関から、この節の 第3款に規定する活動的連帯所得手当受 給者の権利及び義務について説明を受け る。申請者は、また、その世帯の構成員 が就労から得る収入及び再就労時に予定 される増収分を考慮した場合に要求する ことができる権利についても説明を受け るものとする。

- L. 第 262-18 条 この款に定める条件を満たすときは、活動的連帯所得手当は、受給申請の日から起算して給付する。
- L. 第 262-19 条 世帯の構成員が、所定の期間以上保健施設又は矯正施設に受け入れられた場合に活動的連帯所得手当を減額又は給付停止することができる条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

受給者が入所する場合には、受給者が負 う家族の扶養負担を考慮するものとする。 減額又は給付停止の効力を生ずる日及 び期間並びに必要な場合のその減額率 は、施設への入所期間によって異なる。

- L. 第 262-20 条 算定された給付額がその額を下回った場合に活動的連帯所得手当を給付しない基準額<sup>(42)</sup>は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。
- L. 第 262-21 条 L. 第 262-2 条に規定する 給付額については、定期的に再査定を行 うものとする。給付額を認定する決定に ついては、新たな要因によって当該決定 の行われる根拠となった事情の変更が

<sup>(40)</sup> 第6章「貧困及び社会的排除との闘い」第4節「住所指定(domiciliation)」は、安定した住居を持たない者が各種の社会給付サービスの要求や選挙人名簿への記載等を要求する場合には、市町村社会福祉センター若しくは市町村共同社会福祉センター等の所在地を住所として選択しなければならないということ等を規定している。

<sup>(41)</sup> 家族手当金庫 (caisse d'allocation familiale: CAF) は、社会給付の支払い等による子がいる家庭を対象とした支援、RSA 及び AAH の支払い、住宅に関する手当の支給等に関する業務を行なう。農業社会共済金庫 (caisse de mutualité sociale agricole: MSA) は、自営農等を対象とする農業部門の社会保障制度を運営する。

<sup>(42)</sup> 算定された給付額が6ユーロ未満の場合は、RSAは、給付されない(社会福祉・家族法典 R. 第 262-39 条)。 小額の給付に係る事務による行政の負担を軽減するための規定である。

あったときから、見直すものとする。こ の条の適用についての条件は、デクレで 定める。

- L. **第 262-22 条** 県議会議長は、受給権に 基づく仮払いの実施を決定することがで きる。
- L. 第 262-23 条 受給者及びその配偶者、 内縁関係にある者又は民事連帯協約で結 ばれた相手が税務上異なる二世帯を構成 している場合には、租税一般法典第 200 条の6の II の D<sup>(43)</sup>の適用に当たっては、 活動的連帯所得手当の受給額は、この法 典の L. 第 262-2 条 2° に規定する世帯に 適用される基準額と世帯収入との差額に 相当する額を除き、各世帯に等分して申 告する。

# 第3目 活動的連帯所得手当の財源

#### L. 第 262-24 条

I. 活動的連帯所得手当の財源は、Ⅱに規 定する活動的連帯全国基金及び県が支出 する。

県は、L. 第 262-13 条に基づき県の権限に属する世帯について、当該世帯に適用する L. 第 262-2 条 2°の基準額と当該世帯の収入との差額を支出する。第 1 編

第2章第2節<sup>(4)</sup>の規定にかかわらず、この編[第2編]の第6章第4節<sup>(5)</sup>に定める条件に従い、当該手当の申請者の居住する県又は住所として選定した県が、この者の活動的連帯所得手当を負担する。

第2項の例外として、県が支出する活動的連帯所得手当受給者で、労働法典L. 第5134-19-1条に定める個別協定<sup>(46)</sup>を結んでいるものが世帯の中にいる場合には、この法典[社会福祉・家族法典]のL. 第262-3条5°に規定する期間については、当該世帯に対する手当の全額は活動的連帯全国基金から支出する。

活動的連帯全国基金は、当該役務を担当する機関が活動的連帯所得手当の名目で支払う総額とそれぞれの県が負担する総額との差額全額を支出する。同基金は、また、L. 第 262-16 条に規定する機関の職務遂行に係る費用及び運用に係る費用の一部を負担する。

Ⅱ. 活動的連帯全国基金の経営は、運営委員会が行う。同委員会の構成、委員の任命方法及び機能については、デクレで定める。

同基金の運営については、預金供託金

- 43) 租税一般法典第200条の6は、雇用促進給付(prime pour l'emploi: PPE)に関する規定である。PPE は、再就労支援を目的として、構成員の少なくとも1人が就労している世帯でその世帯収入が一定の水準に達しないものに対して適用される給付付き税額控除である。租税一般法典第200条の6のIIのDに基づき、税務上の世帯に認められるPPEの総額は、暦年中に世帯構成員が受給したRSA 受給額から基礎RSAの額(基準額と世帯収入の差額)を除いた分だけ減額される。PPEについては、次を参照。鎌倉治子「諸外国の給付付き税額控除の概要」『調査と情報―Issue Brief―』678号, 2010.4.22, pp.6-7. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_3050381\_po\_0678.pdf?contentNo=1〉
- (4) 第2章「権限」第2節「社会扶助用住所(domicile de secours)」は、社会扶助の受給者が社会扶助用住所を 指定している場合には、指定された住所のある県がその社会扶助を負担すること等が規定されている。なお、 社会扶助用住所が指定されていない場合には、通常どおり居所の住所がある県が負担する。
- (45) 前掲注(40)参照。
- (46) L. 第5134-19-1条及び個別協定については、第21条参照。
- (47) 預金供託金庫(caisse des dépôts et consignations: CDC)は、公的金融機関であり、預金と供託金の管理を行なう公施設法人とその子会社から成る公的なグループである(通貨金融法典 L. 第 518-2 条から L. 第 518-3 条)。CDC は、貯蓄、年金、裁判に係る供託金等を運用し、公益と経済発展のために、公営住宅、大学、中小企業、再生エネルギーや気候変動対策等の持続的な発展を中心として、長期的な融資を行なう。Groupe Caisse des Dépôts, Le Groupe Accueil 〈http://www.caissedesdepots.fr/〉

庫(47)が確実に行う。

Ⅲ. 活動的連帯全国基金の主たる収入源は、社会保障法典 L. 第 245-14 条<sup>(8)</sup>及び同法 典第 L.245-15 条<sup>(9)</sup>に規定する社会保障徴 収金の追加負担金である。同負担金は、当該社会保障徴収金に適用するものと同じ条件の下で、課税され、監査され、徴収され、及び請求され、並びに同様の制裁が科せられる。同負担率は 1.1% であり、それを超過することはできない。同負担率は、所得税に固有の租税支出に関して、当該納税者が得ることのできる税法上の優遇措置の総額について 2009 年予算法で創設された上限の効果を考慮し、引き下げる。

国は、活動的連帯全国基金の支出と収 入の均衡を保障する。

IV. 政府は、翌会計年度の予算法案を提出する前に、活動的連帯所得手当の実施、Ⅲの第1項に規定する追加負担金による増収額、所得税に固有の租税支出に関して、当該納税者が得ることのできる税法上の優遇措置の総額の上限による増収額、前会計年度の活動的連帯全国基金の[財政]均衡状況及び現会計年度又は翌会計年度の当該均衡の予測について、年次報告書を議会に提出する。同報告書は、必要な場合には、均衡予測に従った、Ⅲの第1項に規定する負担率の引下げを提案する。

#### L. 第 262-25 条

I. 県は、L. 第 262-16 条に規定する各機 関と協定を結ぶ。

当該協定は、特に、次に掲げる点を明 示する。

- 1° 活動的連帯所得手当が給付され、及び監査される条件
- 2° 当事者間での情報の交換方法
- 3° L. 第 262-16 条に規定する機関に対して県が必要な場合に委任する権限の 一覧並びに実施及び監督方法
- 4° 当該機関の収支の中立性が保障される条件
- 5° 給付停止期間後に支払を再開する場合の県議会議長による調査の方式
- 6° 県に過払いの償還を移管する場合の 理由の明確性
- 7° 特に、過払いを抑制するため、支払 機関によりとられる役務及び監督の質 の高い取組

当該協定に適用する一般的規則は、デ クレで定める。

- Ⅱ. L. 第 262-16 条に規定する支払機関が 県議会議長に対して、活動的連帯所得手 当の前払いの要求を移管する場合には、 当該機関は、給付の目的及びそれぞれの 支払の性質を明確にした上で、その合計 が前払い金額と同額となる、受給者ごと に個人名を記載した支払額を、当該要求 に付す。
- Ⅲ. 国及び預金供託金庫は、社会保障機関中央機構<sup>501</sup>並びに全国家族手当金庫<sup>(51)</sup>及
- (48) 社会保障法典 L. 第 245-14 条は、不動産収入や終身年金を除いた遺産相続(patrimoine)の際の収入が社会保護制度の財源である社会保障目的税(contribution sociale)の対象となることを規定している。
- 49) 社会保障法典第 L.245-15 条は、投資(placement)により得た収入が社会保障目的税の対象となることを規定している。
- 50 社会保障機関中央機構(Agence centrale des organismes de sécurité sociale: Acoss)は、社会保障法典 L. 第 225-1 条から L. 第 225-6 条までに基づく行政的公施設法人(専門的な公役務を管理する公法上の法人格を有する機関)であり、一般企業を対象とする社会保障制度の財務の一括管理等を行なう。
- (51) 全国家族手当金庫 (caisse nationale des allocations familiales: CNAF) は、各地の家族手当金庫 (CAF) の統括を行なっている。

び農業社会共済中央金庫<sup>52</sup>のそれぞれ と、当該機関の収支の中立性を保障する ために、活動的連帯所得手当の名目で支 出する資金の支払方法を明示した協定を 結ぶ。

- Ⅳ. 活動的連帯所得手当の役務、監督及び 財政は、I及びⅢに規定する協定が存在 しない場合には、デクレで定める条件に 従い確保される。
- L. 第 262-26 条 L. 第 121-4 条<sup>53</sup>の適用を受け、県議会が、活動的連帯所得手当に適用される法律及び規則で定めるものよりも優遇された条件及び金額を決定する場合には、社会扶助に関する県の規則がこれを定める。当該措置で生じた支出は、県が支払う。この支出は、L. 第 262-16条に規定する組織ごとに個別の会計検査に服する。

# 第3款 活動的連帯所得手当受給者の権利 及び義務

L. 第 262-27 条 活動的連帯所得手当受給者は、その者の必要に合致し、かつ、その者の担当者により手配された社会的及び職業的な付添を受ける権利を有する。この款の適用のために、同一の権利及び義務は、当該手当受給者及びその配偶者、内縁関係にある者又は民事連帯協約を結んでいるパートナーで、L. 第 262-34 条から L. 第 262-36 条までに規定する計画又は契約の一つにそれぞれ署名する者に適用される。

当該手当受給者で、L. 第 262-28 条に 規定する義務に服す必要のないものは、 その者の職業的状況を改善するための条 件について協議するために、毎年、L. 第 262-29 条に規定する組織の職員との面 会を要求することができる。

L. 第 262-28 条 活動的連帯所得手当受給者は、世帯の収入が L. 第 262-2 条 2°に規定する基準額の水準よりも低く、かつ、本人が就労していないか又は本人が就労していてもデクレで定める額<sup>54</sup>よりも低い収入しか得ていない場合には、求職し、自営業の開始に当たって必要な準備をし、又はよりよい社会的若しくは職業的参入に必要な活動を行なわなければならない。

労働法典 L. 第 5421-2 条に規定する代替的所得<sup>550</sup>の一の資格者で、活動的連帯所得手当を受給しているものについては、同法典 L. 第 5421-3 条<sup>550</sup>に規定する義務の尊重は、この款で規定する規則の尊重に相当する。

この法典 L. 第 262-9 条に規定する活動的連帯所得手当の増額を受ける権利を有する受給者に、この条に従い課される義務については、受給者が負担しなければならない制約、特に子の監護義務を考慮しなければならない。

L. 第 262-29 条 県議会議長は、L. 第 262-28 条に規定する義務に服する活動的連 帯所得手当受給者に対し、次に掲げる機

<sup>52)</sup> 農業社会共済中央金庫 (caisse centrale de la mutualité sociale agricole: CCMSA) は、農業社会共済金庫 (MSA) の全国レベルでの代表組織である。

<sup>53)</sup> 社会福祉・家族法典 L. 第121-4条は、同法典 L. 第121-1条に基づき、県議会が、県が負担する社会扶助給付につき法律の規定よりも優遇された条件を決定できると規定している。

<sup>[54]</sup> デクレ第 2009-404 号に基づく社会福祉・家族法典 D. 第 262-65 条により、500 ユーロと規定されている。

<sup>55)</sup> 労働法典 L. 第 5421-2 条に規定する失業時の代替的所得は、失業保険に基づく手当(allocation d'assurance)、 国庫負担による連帯手当(allocation de solidarité)等である。

<sup>(56)</sup> 労働法典 L. 第5421-3条は、代替的所得を得るための求職活動について規定している。

関をあっせんする。

- 1° 当該受給者が労働法典 L. 第 5411-6 条<sup>657</sup>及び L. 第 5411-7 条<sup>688</sup>に規定する就 労が可能であり、又は自営業を開始することが可能である場合には、まず同法典 L. 第 5312-1 条に規定する施設 [雇用局]、次に県の指定があるときには同法典 L. 第 5311-4 条 1°に規定する就職 あっせん機関の一つ、とりわけ雇用センター又はそれがないときには社会参入及び雇用のための地方複数年計画の運営法人、次に同条 3°及び 4°<sup>659</sup>に規定する雇用のための公役務に参画するその他の機関、次に租税一般法典 200 条の 8<sup>600</sup>に規定する企業の設立及び発展のための支援網
- 2° 特に住環境、住居がないこと又は当 該受給者の健康状態から生じる問題が 求職に取り組む際の支障となっている 場合には、社会参入のための権限を有 する機関
- L. 第 262-30 条 活動的連帯所得手当受給者があっせんされた機関は、L. 第 262-27 条に規定する担当者を任命する。

当該受給者が労働法典 L. 第 5312-1 条 に規定する施設 [雇用局] をあっせんさ れた場合には、担当者は、その施設の中から又は雇用のための公役務に参画する機関の中から任命される。

当該受給者が置かれた状況を検討した 結果、この者の抱える問題を考慮する と、[就労のために]必要な付添支援を 上記機関とは別の機関で行ったほうが良 いことが明らかになった場合又はこの者 がデクレで定める期間を超えて労働法典 L. 第5411-1条に規定する名簿から削除 されている場合には、担当者は、県議会 議長に対し、新たな[あっせん先の]指 示を実施することを提案する。

県議会議長は、受給者の状況の進展を 把握し、かつ、担当者を支援する役割を 負う監督者を任命する。

L. 第 262-31 条 6 か月又は 12 か月以内の期間を経過した時点で、活動的連帯所得手当受給者で、L. 第 262-29 条に規定する [あっせん先の] 指示の対象となっているものに対し、同条 1°に規定する施設又は機関を新たにあっせんすることのできない場合には、L. 第 262-39 条に規定する複数分野にわたる専門委員会が、この者の状況を検討する。この検討の結果を考慮し、県議会議長は、L. 第 262-

<sup>(57)</sup> 労働法典 L. 第 5411-6 条は、求職活動等の実施義務に服する RSA 受給者が、すぐに雇用局に行くことができる場合には、そこであっせんを受け、及び求職活動のための付添を受けなければならないことを規定している。

<sup>58)</sup> 労働法典 L. 第 5411-7 条は、求職活動等の実施義務に服する RSA 受給者が事情によりすぐに就職できない場合には、雇用局の求職者リストから外されることを定めている。

<sup>(59)</sup> 労働法典 L. 第 5311-4 条 1° に規定する機関は、公的又は私的な就職あっせん機関、3° に規定する機関は、パートタイム労働の労働あっせん企業、4° に規定する機関は、就職あっせんのための私企業等である。ただし、4° は、2010 年に、法律第 2010-853 号第 29 条により削られた。

<sup>(60)</sup> 租税一般法典第200条の8は、求職者又は企業の設立若しくは再建を行なうRSA 受給者等のために無償の援助を行う者に対して、その援助に相当する分の税の控除を行なうことができると規定している。この者は、控除を受ける条件として、企業の設立及び発展のための支援網(réseaux d'appui à la création et au développement des entreprises)又は雇用センターの承認を得る必要がある。企業の設立及び発展のための支援網として活動している団体の一覧は、次の経済大臣及び予算大臣によるアレテ(省令)に基づき作成されている。Arrêté du 3 mars 2010 fixant la liste des réseaux d'appui à la création et au développement des entreprises habilités à agréer un accompagnateur bénévole ainsi que les modalités d'agrément prévues à l'article 200 octies du code général des impôts

36条に規定する契約の見直しを行うことができる。

- L. 第 262-32 条 県、労働法典 L. 第 5312 -1 条に規定する施設 [雇用局]、国、必要がある場合には雇用センター又はそれがない場合には社会参入及び雇用のための地方複数年計画の運営法人、この法典 L. 第 262-16 条に規定する機関及び市町村社会福祉センターの間で結ばれる協定は、L. 第 262-27 条から L. 第 262-29 条までに規定する [あっせん先の] 指示の実施体制及び付添を受ける権利の行使方法について定める。当該協定は、特に、L. 第 262-29 条 1°及び 2°に規定する基準<sup>(6)</sup>を検討し、評価する条件について詳細に定める。
- L. 第 262-33 条 この法典 L. 第 262-29 条 1°に規定する「あっせん先の〕指示の対 象となる受給者全体の職業的参入を包括 的に保障することを目的として、労働法 典 L. 第 5311-4 条 1°、3°及び 4°に規定 する一又は二以上の機関の助力を得るこ とを県が決定しなかった場合には、L. 第 262-32条に規定する協定は、県と労働 法典 L. 第 5312-1 条に規定する施設 [雇 用局〕及び必要があるときには雇用セン ター又はそれがないときには社会参入及 び雇用のための地方複数年計画の運営法 人との間で結ぶ協定により補完する。当 該協定は、活動的連帯所得手当受給者の 雇用までに至ること及び雇用に至るまで の方法に関する目標を設定する。

当該協定は、労働法典 L. 第 5312-3 条

1°<sup>62</sup>に規定する求職活動に関する一般法 上の措置を補完するものとして、活動的 連帯所得手当受給者のために県が実施さ せようとする付添支援活動の資金の県に よる調達方法を定める。

- L. 第 262-34 条 労働法典 L. 第 5312-1 条 に規定する施設 [雇用局] をあっせんされた活動的連帯所得手当受給者は、当該施設又は他の雇用のための公役務に参画する機関から選ばれる担当者と共同で、労働法典 L. 第 5411-6-1 条に規定する個別就職計画を作成する。
- L. 第 262-35 条 雇用のための公役務に参画する機関で、労働法典 L. 第 5312-1 条 に規定する施設 [雇用局] 以外をあっせんされた活動的連帯所得手当受給者は、県議会議長により代表される県との間で、当該あっせんの後の1か月以内に、職業的参入に関する双方の取組を列挙した自由な協議に基づく契約を結ぶ。

当該契約は、当該受給者が実行することを約束した求職のための積極的かつ継続的活動を定める。

当該契約は、また、当該受給者の教育、 資格、その者が職業経験の中で得た知識 及び能力、その者の個人的な状況及び家 族の状況並びにその者が住む地域の労働 市場の状況を考慮に入れた上で、その者 が希望する一又は二以上の職種、優先す べき就労地域及び期待する給与水準につ いて詳細に定める。当該受給者は、この ようにして定められた妥当な求人を3回 以上拒絶することはできない。

当該契約は、当該受給者があっせんさ

<sup>(61)</sup> 社会福祉・家族法典 L. 第 262-29 条 1° にある就労又は自営業を開始可能か等の基準及び 2° にある住環境、健康状態等の基準。

<sup>62)</sup> 労働法典 L. 第 5312-3 条は、雇用局に割り当てる目的を、国、失業保険制度の運営機関、雇用局の 3 者間の協定により決定することとしている。この条の  $1^\circ$  は、この協定において雇用局の実施する措置を優先的に受けるべき者を明確にするよう規定している。

れた組織が、特にその者への付添支援及 び必要がある場合には教育並びに [求職 のための] 移動の援助に関して、公役務 の範囲内において実施すべき活動を詳細 に記載する。

当該受給者が当該契約に定める条項を 遵守しない場合には、当該受給者があっ せんされた機関は、その旨を県議会議長 に通知する。

L. 第 262-36 条 活動的連帯所得手当受給者で、L. 第 262-29 条 2°に規定するあっせんの対象となる者は、県議会議長により代表される県との間で、当該あっせんの後の 2 か月以内に、社会的又は職業的参入に関する双方の取組を列挙した自由な協議に基づく契約を結ぶ。

県は、協定により、この条に規定する 契約の締結及びその契約から生ずる社会 参入の任務を、他の地方公共団体、地方 公共団体の連合体又は L. 第 262-15 条に 規定する機関<sup>63</sup>の一つに委任することが できる。

- L. 第262-37条 次の号に掲げる場合には、 県議会議長は、活動的連帯所得手当受給 者の個別の状況に関する判断を行うこと なく、活動的連帯所得手当の全部又は一 部の給付を停止する。
  - 1° 受給者本人の事情により、かつ、正 当な理由なく、個別就職計画又は L. 第 262-35 条及び L. 第 262-36 条に規定す る契約を所定の期間内に作成若しくは 締結を行わない、又はそれを更新しな い場合
  - 2° 正当な理由なく、当該受給者が個別 就職計画の項目又は L. 第 262-35 条及 び L. 第 262-36 条に規定する契約の条 項を遵守しない場合

- 3° 活動的連帯所得手当受給者で、労働 法典 L. 第5312-1 条に規定する施設[雇 用局] の付添を受けるものが、同法典 L. 第5411-1 条に規定する名簿から削 除された場合
- 4° 当該受給者が、この章に規定する監督に服さない場合

当該受給者が、L. 第 262-39 条に規定 する複数分野にわたる専門委員会に対し て通知されるその者の所見を、1 か月以 内に、その者が要求する場合にはその選 任する者の補佐を得て知らされなけれ ば、この停止を行うことはできない。

給付停止の後に、支払機関が当該給付の再開及び必要に応じて停止期間の調整を行う場合には、当該支払機関は、当該 受給者の氏名及び給付再開の理由を明確 にし、その旨を県議会議長に通知する。

この条に規定する給付停止が生じた場合には、L. 第 262-35 条及び L. 第 262-36 条に規定する契約のいずれかを締結し、又は個別就職計画を作成した日から、県議会議長の決定により、支払機関は給付を再開する。

L. 第 262-38 条 県議会議長は、規則により定める活動的連帯所得手当の給付停止期間を超えた時点で、当該手当受給者の名簿からその者の削除を行う。

L. 第 262-37 条に規定する停止決定に 続き活動的連帯所得手当受給者の名簿か ら削除された後、当該停止決定から1年 以内であれば、労働法典 L.5411-6-1 条 に規定する個別就職計画又はこの法典 [社会福祉・家族法典] L. 第 262-35 条及 び L. 第 262-36 条に規定する契約にあら かじめ署名をした場合には、当該受給者 への給付を再開することができる。

<sup>(63)</sup> 申請者の居住地の市町村社会福祉センター又は同様の任務を果たす非営利組織等を指す。

L. 第 262-39 条 県議会議長は、特に、労働法典 L. 第 5312-1 条に規定する施設[雇用局]の職員で、この法典 [社会福祉・家族法典] L. 第 262-32 条に規定する協定が規定する諸条件に従って勤務するもの、県及び雇用センターの代表者又はそれがないときには社会参入及び雇用のため地域複数年計画の運営法人の代表者並びに活動的連帯所得手当受給者の代表者を含む、社会的及び職業的参入のための専門家から成る複数分野にわたる専門委員会を設置する。

複数分野にわたる専門委員会は、活動 的連帯所得手当受給者に影響を与える社 会的又は職業的参入のための機関への再 あっせん及び L. 第 262-37 条で規定する 当該手当の減額又は停止の決定につい て、事前に諮問を受ける。

#### 第4款 情報の管理及び交換

- L. 第 262-40 条 県議会議長、国の代表者 並びに活動的連帯所得手当に関する予備 審査及び役務を担当する機関は、その権 限行使に当たって、次に掲げる機関に対 して、世帯の状況の特定に必要なすべて の情報を求める。
  - 1° 公共行政機関、特に財務行政機関
  - 2° 地方公共団体
  - 3° 社会保障、補足年金及び失業補償に 係る機関並びに社会参入政策の制度に 協力し、又は雇用支援の名目で報酬を 支払う官民の機関

当該行政機関、地方公共団体及び諸機 関が求めに応じて提供すべき情報は、活 動的連帯所得手当の受給権の予備審査、 決済及び監査並びに社会参入活動の実施 に必要な情報に限定しなければならない。

収集された情報は、県議会議長並びに 活動的連帯所得手当の予備審査及び役務 を担当する機関の権限行使のために、これらの間で交換することができ、L. 第262-39条に規定する複数分野にわたる専門委員会の委員に提供することができる。

前項に掲げる機関の職員は、その監査 の任務の遂行において収集された情報 を、県議会議長及び場合により県議会議 長を通じて複数分野にわたる専門委員会 の委員のみに提供することができる。

活動的連帯所得手当の支払を担当する 機関は、社会保障給付に適用される規則、 手続及び調査方法に従って、活動的連帯 所得手当に関する監査を行う。

L. 第 262-16 条に規定する支払機関は、 毎月、その有する情報と雇用主により失業補償に係る機関に送付される雇用及び報酬に関する月毎の届出に基づき失業補償に係る機関が有する情報とを照合する。当該支払機関は、情報の交換後に状況が変化した手当受給者の氏名の一覧を毎月、県議会議長に送付する。

活動的連帯所得手当の役務を担当する 機関は、監査対象であるすべての手当受 給者の一覧で監査の性格及び結果を詳細 に記載したものを毎月、県議会議長に送 付する。

L. 第 262-41 条 県議会議長又は活動的連帯所得手当の予備審査若しくは支払を担当する機関が、申請の予備審査又は監査の際に、世帯の生活水準と当該世帯が申告した収入との間の顕著な不均衡を確認した場合には、デクレに定める上限の範囲の業務用資産以外の生活水準の要素の基準額評価を行う。この基準額評価は、活動的連帯所得手当の受給権の決定に当たって考慮する。

特にデクレに定める上限の範囲の業務 用資産以外の動産又は不動産から構成さ れる考慮すべき生活水準の要素は、世帯 の収入の申告の対象期間に当該世帯が所 有するものであって、その場所はフラン ス内外を問わず、その名義も問わない。

- L. 第 262-42 条 労働法典 L. 第 5312-1 条 に規定する施設 [雇用局] は、活動的連帯所得手当受給者の求職者名簿への登録及び同法典 L. 第 5412-1 条及び L. 第 5412-2 条<sup>64</sup>の適用により行う当該名簿からの削除について、毎月、県議会議長に報告する。
- L. 第 262-43 条 社会保障法典第 114-15 条<sup>(6)</sup> に規定する手続の適用に当たって、活動的連帯所得手当の役務を担当する機関は、労働法典 L. 第 1221-10 条<sup>(6)</sup>及び L. 第 3243-2 条<sup>(6)</sup>に規定する雇用主により実施されるべき手続が実施されないまま就労した被用者が活動的連帯所得手当受給者又は当該受給者の世帯の構成員である旨の報告を受け、又はその旨を確認した場合には、特に第 6 款に規定する制裁の実施のために、この情報を県議会議長に連絡する。
- L. 第 262-44 条 活動的連帯所得手当の請求又は割当てに関する予備審査並びに L. 第 262-34 条に規定する個別就職計画 又は L. 第 262-35 条及び L. 第 262-36 条 に規定する契約の一の作成、承認及び実 施に関与した者はすべて、職業上の守秘 義務に服さなければならず、「違反した

場合には] 刑法典第 226-13 条 に規定する刑<sup>[68]</sup>に処する。

この法典の L. 第 262-40 条の適用により、活動的連帯所得手当の受給を求める者又は当該手当の受給者に関する情報を提供される者はすべて、[前項に規定する条件と] 同じ条件に従って職業上の守秘義務に服さなければならない。

# 第5款 不服申立て及び回収

- L. 第 262-45 条 活動的連帯所得手当の支払を目的とする訴権の時効は、2年とする。詐欺又は虚偽の申告の場合を除き、不当に支払われた金額を回収するために活動的連帯所得手当の役務を担当する機関、県又は国が提起する訴訟についても、当該時効が適用される。
- L. 第 262-46 条 活動的連帯所得手当の不 当支払の回収は、活動的連帯所得手当の 役務を担当する機関及びこの条に規定す る条件に従って活動的連帯所得手当の債 務を負う地方公共団体が実施する。

不当支払の回収の決定に対する異議申立て、債権の免除又は減額の請求の提出並びに当該異議申立て及び請求に関する決定に対する行政不服申立て及び行政訴訟(控訴を含む)は、執行停止の効力を有する。

受給者が不当支払の一括返還を選択する場合又は受給者の同意を得て支払予定 表が作成される場合を除き、第1項に規

<sup>64</sup> 労働法典 L. 第5412-1条及び L. 第5412-2条は、求職者名簿からの削除の条件について規定しており、求職のための積極的かつ継続的な活動を行なっていない者や名簿への登録に際して虚偽の申告を行なった者は、名簿から削除されることとなっている。

<sup>(65)</sup> 社会保障法典 L. 第 114-15 条は、不法就労(travail dissimulé)を取締る者(労働監査官等)の監査の際に、 雇用主が被用者に給与明細(bulletin de paie)を発行せず、社会保障の申告を行なっていないことが明らかな 場合に、その情報が社会保護に関する事務を取り扱う機関に通知されると規定している。

<sup>(66)</sup> 雇用主は、社会保護に関する事務を取り扱う機関へ申告した後でなければ、被用者を雇用できないとする規定。

<sup>67)</sup> 労働法典 L. 第1221-10条は、雇用主は、被用者に給与明細を交付しなければならないと規定している。

<sup>(68)</sup> 刑法典第226-13条は、職業上の守秘義務違反を犯した者に、1年以下の拘禁刑又は15,000ユーロ以下の罰金 刑を科すと規定している。

定する機関は、支払期日が到来した活動 的連帯所得手当からその20%を上限と して控除することにより、活動的連帯所 得手当の不当支払を回収する。

活動的連帯所得手当の役務を担当する 機関は、手当受給者の氏名、給付の目的、 不当支払の全額及び回収すべき残額を記 載した手当の受給権の喪失により生じた 不当支払の一覧を毎月、県議会議長に送 付する。当該機関は、支払が不当である 理由についても説明する。

手当受給権が喪失した場合には、県議会議長は、県の債権を確認し、回収のため、相当する金銭出納名義<sup>69</sup>を県の支出会計官に送付する。活動的連帯全国基金の債権は、家族給付に適用する手続に従って、活動的連帯所得手当の役務を担当する機関が回収する。

債権は、県議会議長又は国の会計については活動的連帯所得手当の役務を担当する機関により、善意の場合又は債務者の状況が不安定な場合には、免除又は減額することができる。ただし、当該債権が欺もう又は虚偽の申告に基づく場合には、この限りでない。

活動的連帯所得手当が不当に支払われた場合に返還を必要としない最高額<sup>®</sup>は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

活動的連帯所得手当受給者で居住地が 他の県に移転し、又は他の県に居を定め たものに対して県が有する債権は、主たる債権、費用及び従たる債権を他の県に 移転する。

- L. 第 262-47 条 活動的連帯所得手当に関 する決定に対する異議申立てはすべて、 行政訴訟に先立って、県議会議長に対す る行政不服申立ての対象とする。この不 服申立てについては、L. 第262-25条に 規定する協定に定める条件及び制限に 従って、社会保障法典 L. 第 142-1 条に規 定する事項に関する異議申立てを取り扱 う社会保障非訟手続委員会(四)の意見を求 める。不服申立ての審査の方法は、コン セイユ・デタの議を経るデクレで定める。 このデクレは、また、5年以上前に正 規に設立された団体が社会参入の領域及 び排除と貧困に対する闘いの領域におい て活動するために、受給者の書面による 同意を得た上で、この条第1項に規定す る不服申立てを世帯のために行うことが できる条件を定める。
- L. 第 262-48 条 活動的連帯所得手当は、 譲渡及び差押えの対象とすることができ ない。
- L. **第 262-49 条** L. 第 132-8 条<sup>(72)</sup>は、活動 的連帯所得手当の名目で給付された額に 適用することができない。

# 第6款 虚偽に対する闘い及び制裁

L. **第 262-50 条** 刑法典第 313-1 条及び第 313-3 条<sup>®</sup>に規定され、処罰される犯罪 に関して申立てがある場合を除き、活動

<sup>69)</sup> 金銭出納名義(titre de recette)は、公会計法において、会計官の管理資金への入金を正当化する名義のことである。山口編 前掲注(9), p.595.

<sup>(70)</sup> 社会福祉・家族法典 R. 第 262-92 条により、77 ユーロと規定されている。

<sup>(71)</sup> 社会保障機関の決定についての不服は、まず当該決定を行なった機関の内部に設置されている社会保障非訟 手続委員会 (commission de recours amiable) に申し立てられなければならず、この事前手続のことを社会保障非訟手続 (recours amiable) という。山口編 前掲注(9), p.489.

<sup>(72)</sup> 社会福祉・家族法典 L. 第132-8条は、社会扶助給付の回収について規定している。社会扶助の受給者が良好な資力を回復した場合等に、この給付を行なった公共団体は、受給者に対して給付額の返還を求めることができる。稲森公嘉「フランスの社会扶助給付回収制度について」『法学論叢』164(1-6),2009.3,pp.530-551.

的連帯所得手当を得、得させ又は得させようとするために、欺もう又は虚偽の申告の不正を犯した場合には、社会保障法典 L. 第 114-13 条<sup>[4]</sup>に規定する過料を科す。

- L. 第 262-51 条 ある者に活動的連帯所得 手当を得させる目的で、仲介者として、 かつ、報酬と引換えに役務を提供し、又 は役務を提供させた場合には、社会保障 法典 L. 第 554-2 条<sup>©</sup>に規定する罰に処す る。
- L. 第 262-52 条 虚偽の申告又は意図的な記載漏れにより活動的連帯所得手当の不当支払が行われた場合には、社会保障法典 L. 第 114-17 条<sup>(76)</sup>に規定する処罰に関して規定する条件及び上限に従って、行政上の過料が科され、[不当支払が]回収される。決定は、この法典の L. 第262-39 条に規定する複数分野にわたる専門委員会の意見を聴した後、県議会議長が行う。県議会議長の発する[支払]催告に対する不服申立てに関する裁判の裁判管轄は、行政裁判所とする。

2年より前の違反を理由とする場合及 び同じ行為について刑事裁判により確定 有罪判決を受け、又は違反事実が認めら れない旨若しくは違反がこの者の責任に 由らない旨が認められて免訴<sup>(m)</sup>若しくは 無罪の確定的決定を受けた場合には、い かなる過料も言い渡すことができない。 免訴又は無罪の決定が行政上の過料の言 渡しの後になされた場合には、当然に当 該過料を改める。行政上の過料の言渡し の後に同じ行為について刑事上の罰金に 処せられた場合には、罰金の額から過料 の額を控除する。

過料による収入は、活動的連帯所得手 当の債務を負う地方公共団体 [の会計] に対して支払う。

L. 第 262-53 条 虚偽の申告、意図的な記載漏れ若しくは L. 第 262-43 条の規定により確認された不法就労により社会保障の月額上限額<sup>(78)</sup>の 2 倍を超える額の活動的連帯所得手当の支払が行われた場合又は[これらの]再犯の場合には、県議会議長は、L. 第 262-39 条に規定する複数分野にわたる専門委員会の意見を聴した後、1 年を上限とした期間につき、活動的連帯所得手当の支払を、L. 第 262-2 条2°の規定により適用する基準額と L. 第 262-3 条に規定する世帯の収入との差額に相当する額を除き、停止することがで

- (74) 社会保障法典 L. 第 114-13 条は、社会保護給付を得るために、欺もう又は虚偽の申告の不正を犯した場合には、 5,000 ユーロの過料を科すことを規定している。
- (75) 社会保障法典 L. 第554-2条は、ある者に家族給付を得させる目的で、仲介者として、かつ、報酬と引換えに 役務を提供し、又は役務を提供させた場合には、4,500ユーロの過料を科すと規定している。
- (76) 社会保障法典 L. 第114-17 条は、老齢給付又は家族給付を得るために必要な申告が不正確であった場合等に、社会保障の月額上限額(plafond mensuel de la sécurité sociale)(社会保障制度に係る保険料の算定の際に使用される法定基準額の一つ)の2倍を上限とする額を行政上の過料として科すことができると規定している。
- (77) 免訴(non-lieu)は、予審裁判所が法的理由又は証拠不十分を理由に、公訴を打ち切る決定のことである。山口編 前掲注(9), p.387; 中村 前掲注(17), p.213.
- (78) 前掲注(76)参照。

<sup>(73)</sup> 刑法典第 313-1 条及び第 313-3 条は、詐欺 (escroquerie) に関する規定である。刑法典第 313-1 条によると、虚偽の氏名若しくは資格を用い、正当な資格を濫用し、又は不正な策略を用いて、自然人又は法人を欺き、その者に、その者又は第三者の利益に反して、資金、有価証券若しくは何らかの財物の引渡し、役務の提供、又は債務の履行若しくは債務の免除の承諾を決定させる行為は、詐欺となる。詐欺に適用される刑罰は、5 年以下の拘禁刑又は 375,000 ユーロ以下の罰金刑である。刑法典第 313-3 条は、詐欺の未遂の場合も、同様の刑罰が科せられると規定している。

きる。この制裁は、世帯の構成員が不正 行為の共犯であった場合には、当該構成 員にも適用する。

制裁の期間は、[違反] 行為の重大性、 虚偽の程度及び期間並びに当該世帯の構 成を勘案し、県議会議長が決定する。

この者が同じ行為に関して刑事裁判により確定有罪判決を受けた場合又は違反 事実が認められない旨若しくは違反がこの者の責任によらない旨が認められて免訴者しくは無罪の確定的決定を受けた場合には、この支払停止は、言い渡すことができない。この免訴又は無罪の決定が手当の給付停止の言渡しの後に行われた場合には、当該手当は、受給者に対する遡及支払の対象とする。この条の適用による決定後に、同じ行為に関して刑事上の罰金に処せられた場合には、支払停止となった活動的連帯所得手当の額を当該罰金の額から控除する。

活動的連帯所得手当の支払停止の決定 及び L. 第 262-52 条に規定する行政上の 過料は、同じ行為に関して言い渡すこと ができない。

県議会議長による支払停止の決定は、 全国家族手当金庫及び農業社会共済中央 金庫に送付され、これらの機関は、当該 決定の実施のため、活動的連帯所得手当 の支払を所管するすべての機関に対して 通知する。

#### 第7款 統計調査、評価及び所見

- L. 第 262-54 条 県、全国家族手当金庫及び農業社会共済中央金庫は、デクレに定める条件に従って、活動的連帯所得手当受給者の社会状況、家族状況及び職業状況並びに付添、この手当に係る支出並びに社会参入政策の実施に関する情報を国に送付する。
- L. 第 262-55 条 県、全国家族手当金庫及び農業社会共済中央金庫、労働法典 L. 第 5312-1 条に規定する施設 [雇用局] 及びその他の活動的連帯所得手当の運営に関係する機関は、統計的標本に抽出された自然人の状況及び社会参入経路の研究の目的で、自然人に関する情報で標本の抽出に使用するものを、統計分野に関する義務、調整及び秘密に関する1951年6月7日の法律第51-711号第7条の2<sup>79</sup>に規定する方法に基づき、デクレに定める条件に従って、国の所管機関に送付する。
- L. 第 262-56 条 L. 第 262-16 条に規定する機関及び労働法典 L. 第 5312-1 条に規定する機関及び労働法典 L. 第 5312-1 条に規定する施設 [雇用局] は、活動的連帯所得手当受給者の属性に関し集計された情報を県に送付し、その際、L. 第 262-16条に規定する機関は、L. 第 262-25 条に規定する協定に定める条件に従う。

# 第8款 最終規定

L. 第 262-57 条 社会問題総監察官<sup>800</sup>は、 この法典及び労働法典の活動的連帯所得 手当に関する規定の適用を監督する権限を 有する。

- (79) 法律第51-711 号第7条の2によると、行政、公法上の法人又は公共サービスを所管する私法上の法人がその事務において収集した自然人又は法人に関する情報は、経済大臣の要請により、他の法令に反しない限り、統計作成のために、国立統計経済研究所(Institut national de la statistique et des études économiques: INSEE)又は各省の統計部局に提出される。Loi n° 51-711 du 7 juin 1951 sur l'obligation, la coordination et le secret en matière de statistiques
- 80) 社会問題総監察官 (inspection générale des affaires sociales) は、労働、雇用、職業訓練、厚生、社会保障、社会福祉・家族を担当する各大臣の所管の下に置かれる監察官である。その任務は、上記の分野に関する監査、調査、評価、助言、支援等である。社会問題総監察官については、次のデクレにより定められている。Décret n° 2011-931 du 1er août 2011 portant statut particulier du corps de l'inspection générale des affaires sociales

L. **第 262-58 条** 別段の規定がない限り、 この章の適用の方法は、コンセイユ・デ タの議を経るデクレで定める。」

### 第4条

労働法典 L. 第 2242-8 条 2°<sup>(81)</sup>の「パート [タイム労働の実施]」の後に「又は労働時間の増加」を加える。

## 第5条

政府は、社会的及び職業的参入、雇用のための公役務の利用、並びに雇用促進給付<sup>822</sup>及び活動的連帯所得手当の名目で受け取った金額に関する、25歳未満で学生ではない若年者の状況についての報告書を、2010年6月1日より前に、議会に送付する。

### 第6条

政府は、特別連帯手当<sup>(8)</sup>の活動的連帯所得 手当への統合<sup>(84)</sup>の条件に関する報告書を、こ の法律の施行から1年以内に、議会に提出す る。この報告書にはこの問題に関する労使代 表の見解を記載する。

#### 第7条

I. この法律により改められた社会福祉・家族

法典 L. 第 262-24 条に規定する活動的連帯所得手当の財源に対する県の負担について、社会参入最低所得手当の地方分権化及び就労最低所得手当の創設に関する 2003 年 12 月 18日の法律第 2003-1200 号 により移譲された権限の維持は、同法の第 4 条 に規定する条件により従前通り補償する。

この法律の施行日から、この法律により改められた社会福祉・家族法典 L. 第 262-24 条に規定する県が負担する手当<sup>87</sup>は、この法律の施行以前に適用されていた同法典 L. 第 262-3 条に規定する手当 [RMI] と同じ方法により計算する。

Ⅱ. この法律により実現される権限の拡張に関して、県に生じる追加の負担は、予算法により定める条件に従い、国が全額補償する。

この法律の施行日から、この法律により改められた社会福祉・家族法典 L. 第 262-9 条に規定する増額された基準額<sup>88</sup>は、この法律の施行以前に適用されていた社会保障法典 L. 第 524-1 条に規定する手当 [API] と同じ方法により計算する。

第1項に規定する財政上の補償は、主として、あらゆる性質の課税権限の付与により実施する。

前項の適用により付与された課税権限から

<sup>(81)</sup> 労働法典 L. 第 2242-8 条 2° は、雇用主が、毎年、給与、労働時間、パートタイム労働の実施及び被用者の求めに応じた労働時間の増加に関する交渉に参加することを規定している。

<sup>(82)</sup> 前掲注(43)参照。

<sup>83)</sup> 特別連帯手当 (allocation de solidarité spécifique: ASS) は、最低所得保障制度の一種で、失業保険の切れた失業者で、雇用契約終了に先立つ 10 年間に 5 年以上被用者であったものを対象とする。

<sup>84)</sup> 今後の課題として、ASSの RSAへの統合が検討されることとなったが、2012年現在では実現していない。

経5) 社会参入最低所得手当 (RMI) に関する権限を国から県へ移譲するとともに、就労最低所得手当 (revenu minimum d'activité: RMA) を創設するための法律である。RMA は、RMI 受給者のための就労支援制度である。RMA の対象者は、援助契約の一種である就労最低所得参入契約 (contrats insertion-revenu minimum d'activité: CI-RMA) を締結し、勤労所得を得る。Loi n° 2003-1200 du 18 décembre 2003 portant décentralisation en matière de revenu minimum d'insertion et créant un revenu minimum d'activité

<sup>(86)</sup> 第4条は、同法に基づく権限の移譲により生じる県の財政負担を、国が徴収する税収の一部から成る財源の付与により補うと規定している。

<sup>(87)</sup> 基準額 (MF) と世帯収入 (RF) の差額にあたる基礎 RSA。

<sup>(88)</sup> 単親に対して給付される増額された基準額 (MF)。旧 API にあたる。

生じる収入が減少した場合は、この II の第 1 項の適用により生じる補償に充てるべき税収額に等しい収入の水準を県に保障するために、予算法に定める条件に従い国が減額分を補償する。収入の減少とこの項に従い実施する補償措置は、地方公共団体一般法典 L. 第 1211-4-1 条に規定する財政負担の評価に関する諮問委員会<sup>89</sup>の報告の対象となる。

2009年分のこの補償は、本土の県については、単親手当の名目で2008年に国により提示された支出の半額を基に、この法律の施行以前に適用されていた社会保障法典 L. 第524-5条に関する比例就労利得及び定額就労利得<sup>600</sup>の名目で提示される金額を、2008年12月31日に社会福祉担当大臣が確認した上で除外し、また、この法律の施行以前の社会福祉・家族法典 L. 第262-11条に関する比例就労利得及び定額就労利得の名目で2008年に県に課せられる支出の半額を、同大臣が確認し差し引いて、計算する。

この補償は、2009年の県の決算書に記載されるこの法律により改められた社会福祉・

家族法典 L. 第 262-9 条に規定する増額された基準額の受給者のための支出を考慮し、調整する。この調整については、決算書の作成の後、予算法に記載する。

翌年以降 [2010年以降] の分のこの補償は、2010年の県の決算書に記載されるこの法律により改められた社会福祉・家族法典 L. 第262-9条に規定する増額された基準額の受給者のための支出を考慮し、最終的に調整する。この調整については、決算書の作成の後、予算法に記載する。

- Ⅲ. 地方公共団体一般法典 L. 第 1211-4-1 条に 規定する財政負担の評価に関する諮問委員会 は、同法典 L. 第 1614-3 条及び L. 第 1614-3-1 条<sup>(9)</sup>に規定する条件に従い、次の事項に ついて諮問を受ける。
  - -2009 年は、2008 年に単親手当の名目で国 が負担した支出に関する計算並びにこの法 律の審署以前の社会福祉・家族法典 L. 第 262-11 条及び社会保障法典 L. 第 524-5 条 に基づく比例就労利得及び定額就労利得の 2008 年の費用に関する計算の正確性の検証

<sup>89)</sup> 財政負担の評価に関する諮問委員会(commission consultative sur l'évaluation des charges:CCEC)は、 国と地方公共団体の間の権限移譲に伴う補償の見積方法及び補償額について諮問を受ける委員会である。

<sup>90)</sup> 就労利得制度(前掲注(2)参照)には、比例就労利得(intéressement proportionnel)と定額就労利得(intéressement forfaitaire)の2種類が存在する。比例就労利得は、就労時間が月78時間未満の場合に適用される制度で、就労後、最初の3か月間はRMI又はAPIを全額支給し、その後の9か月間については、支給額から勤労所得の50%に相当する額を控除して支給する。つまり受給者の月額所得は、勤労所得+(手当額・勤労所得の50%)となる。一方、定額就労利得は、就労時間が月78時間以上の場合に適用される制度で、最初の3か月間は全額支給し、その後の9か月間については、一定額(単身のRMI受給者は150ユーロ、API受給者又は子がいるRMI受給者は225ユーロ)を支給する。つまり、受給者の月額所得は、勤労所得+一定額(150ユーロ又は225ユーロ)となる。Marc-Philippe Daubresse, Rapport, n°1113, 18 septembre 2008, p.153.〈http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r1113.pdf〉;原田康美「フランスにおける反貧困政策のアクティベーション―「参入最低限所得」(RMI)から「積極的連帯所得」(RSA)へ」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』6(1),2010.3, p.56.

<sup>(91)</sup> 地方公共団体一般法典 L. 第 1614-3 条は次のことを規定している。負担の増加又は減少を受けた支出額は、財政負担の評価に関する諮問委員会の意見を聴いた後で、内務大臣及び予算大臣の共同のアレテ(省令)により、認証される。財政負担の評価に関する諮問委員会は、予算法の審議の際に、地方公共団体に移譲された権限に伴う負担の変化に関する総合評価書を議会のために作成する。総合評価書には、移譲された権限に係る費用、財政的影響等が記載される。また、L. 第 1614-3-1 条は、次のことを規定している。財政負担の評価に関する諮問委員会は、権限の創設及び拡張又は移譲された権限を行使する条件の修正により生じる負担の変化を確認し、これを総合評価書に記載する。

- -2010年は、この条のⅡに規定する権限の 拡張により生じる財政負担の評価方法
- -2011年は、Ⅱに規定する権限の拡張から生 じる財政負担の評価方法及び県議会が負担 する支出額に対する最終的な補償の妥当性

# 第8条

労働法典第5部第1編第3章第3節<sup>92</sup>を次のように改める。

- 1° 節名の末尾に「及び個別再就労支援費」 を加える。
- 2° L. 第 5133-1 条の前に款名として「第 1 款 再就労報奨金<sup>63</sup>」を加える。
- 3° L. 第 5133-7 条第 1 項中「この節」を「この款」に改める。
- 4° L. 第 5133-7 条の次に第 2 款として次を加える。

### 「第2款 個別再就労支援費

L. 第 5133-8 条 個別再就労支援費の付 与は、社会福祉・家族法典 L. 第 262-27 条に規定する担当者が属する機関 が決定することができる。

個別再就労支援費は、対象者が職業 的活動を開始または再開する場合に、 対象者が申請した費用の全部又は一部 を負担することを目的とする。

個別再就労支援費は、譲渡及び差押 えの対象とすることができない。

L. 第 5133-9 条 個別再就労支援費の財源は、社会福祉・家族法典 L. 第 262-24 条 II に規定する活動的連帯全国基

金が支出する。国は当該支援費に充て る予算を同法典 L. 第 262-27 条に規定 する担当者が属する機関の間で配分す る。

L. 第 5133-10 条 この款の適用の方法 は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

### 第9条

政府は、2010年の保険財政法案を提出する前に、企業及び活動的連帯所得手当受給者の届出に関する手続を簡素化し、社会保護機関の間の情報の交換を容易にするため、社会保険記名申告<sup>64</sup>の電子サービスの設計及び展開の計画表を示した報告書を議会に提出する。

### 第2章 関連法に係る規定及び調整規定

(第10条~第14条略)

# 第3章 参入政策

### 第 15 条

社会福祉・家族法典を次のように改める。 1° 第2編第6章第3節<sup>®</sup>第1款を次のよう

に改める。

# 「第1款 社会参入の制度に関する県の組織

L. 第 263-1 条 県議会は毎年 3 月 31 日より前に社会参入に関する県の計画の採用 又は変更について決定する。同計画は、

<sup>92)</sup> 労働法典第5部「雇用」第1編「雇用のための措置」第3章「参入支援、再就労までに至ること」第3節「再 就労報奨金及び個別再就労支援費」

<sup>93</sup> 再就労報奨金 (prime de retour à l'emploi) は、2011 年 1 月 1 日に廃止された。これに伴い、労働法典 L. 第 5133-1 条から労働法典 L. 第 5133-7 条までは、削除されている。

<sup>94)</sup> 社会保険記名申告 (déclaration sociale nominative: DSN) は、企業が社会保護を所管する機関に対して行なう社会保護に関する各種の申告を一元化したもので、月に1回、電子的手段により申告を行なう。DSN は、2012年3月22日の法律第2012-387号第35条に基づき、2013年1月1日より開始される予定である。Loi n° 2012-387 du 22 mars 2012 relative à la simplification du droit et à l'allégement des démarches administratives

<sup>(95)</sup> 第2編「社会福祉」第6章「貧困及び社会的排除との闘い」第3節「社会参入活動」。

社会的及び職業的付添支援に関する県の 政策を定め、社会参入の需要及び社会参 入の場の地域的提供を調査し、これらに 対応する社会参入活動を計画する。

L. 第 263-2 条 県の社会参入計画の実施 に当たって、県は、関係諸機関と社会参 入のための地域協定を締結する。

当該協定においては、特に、国、労働 法典 L. 第5312-1条に規定する施設 [雇 用局]、雇用のための公役務に協力する 機関、雇用センター又は雇用センターが ない場合は社会参入及び雇用のための地 方複数年計画の運営法人、社会参入に関 して権限のある機関、この法典の L. 第 262-16条に規定する機関、全国レベル で代表権を有する労働組合の組織、関係 する商工会議所等<sup>960</sup>、関係する地方公共 団体 (特に州<sup>971</sup>) 及びその連合体並びに社 会的排除との闘いに関する非営利社団を 県の協力者とすることができる。

同協定は、特に活動的連帯所得手当受 給者の社会的及び職業的参入を促進する ために関係諸機関がとるべき活動の調整 方法を定める。

同協定は、特に職業訓練のために、社 会参入の地域的な政策に関する州の協力 を規定する。

社会参入のための協定は、県議会議長が数と適用範囲を決定して行う地域調整の設定対象とすることができる。」

2° 第2編第6章第3節第2款及び第3款を 削る。第4款を第2款に改め、同款中のL.第 263-15 条及び L. 第 263-16 条をそれぞれ L. 第 263-3 条及び L. 第 263-4 条に改める。 L. 第 263-4 条中の「L. 第 263-15 条」を「L. 第 263-3 条」とする。

3° L. 第 263-18 条を削る。第 2 編第 6 章第 3 節第 5 款を第 3 款に改め、款名を「共通規定」とし、同款中の L. 第 263-19 条を L. 第 263-5 条に改める。

## 第16条

地方公共団体は、雇用、特にフルタイムの 雇用の創出に関する企業の取組に応じて企業 に対する助成を決定することができる。

### 第17条

- I. 社会福祉・家族法典第2編第6章に、第5 節として次のように加える。
- 「第5節 共同体への受入れ及び社会連帯の ための活動を行う組織に受け入れられた者 の地位
  - L. 第 265-1 条 困難な状況にある者を受入れ、宿泊を提供する組織であって L. 第 312-1 条<sup>188</sup>の規定に該当しないものは、その者の社会参入及び就労を促進するために、社会連帯のための経済活動に参加させることができる。

その者が、自らの社会参入のための労働に参加することを含む受入れの枠組を規定する共同体生活の規則に従う場合には、いかなる従属関係にも置かれない地位を有するものとする。

第1項に規定する組織は、受け入れる

<sup>96)</sup> ここで「商工会議所等」と訳した"organismes consulaires"は、商工会議所、手工業会議所及び農業会議所の総称である。

<sup>97)</sup> 州 (région) は、県より広域な地方公共団体である。「地域圏」と訳される場合もある。

<sup>98)</sup> 社会福祉・家族法典 L. 第 312-1 条は、医療社会福祉関係施設(établissements et services sociaux et médico-sociaux)に関する規定である。医療社会福祉関係施設とは、社会生活において様々な困難を抱える者を受入れ、支援する国や県の施設の総称であり、若年者、障害者、高齢者、住居のない者、薬物の常習者等の受入れ対象ごとに設置されている。

者に対し、次に掲げるものを保障する。

- 適正な宿泊
- その者の必要に応じた個人的援助及び 社会的支援
- 尊厳ある生活状態を確保する財政的援助 第1項に規定する組織は、コンセイユ・ デタの議を経るデクレで規定する条件に 従って国が認可する。複数の地方の組織 が加盟する団体に対し、全国レベルで付 与された認可は、これらの組織に対して 効力を有する。国と全国組織との間で、 受け入れた者の権利の尊重を加盟組織に おいて保障する方法を明確にする契約を 締結するものとする。

L. 第 312-1 条 I の 8° 及び 12° 並びに同 条 Ⅲ <sup>69</sup>に規定する組織は、受け入れる者 のために、それぞれの場合に応じて、こ の条に規定する活動の条件を享受できる よう求めることができる。」

- Ⅱ. 社会保障法典 L. 第 241-12 条<sup>™</sup>の末尾に、 次の一項を加える。
- 「 社会福祉・家族法典 L. 第 265-1 条に規定 する組織であって申請を行うもの」

### 第18条

労働法典を、次のように改める。

- 1° L. 第 1111-3 条<sup>(i))</sup>を次のように改める。
  - a) 3°及び5°を削除する。
  - b) 4°に「L. 第 5134-19-1 条に規定する協 定の期間 | を加える。
- 2° L. 第 1251-33 条 3°<sup>(III)</sup>、L. 第 1251-37 条 5°<sup>(III)</sup> 並びにL. 第 2313-5 条 2°及び4°<sup>(III)</sup>を削除する。
- 3° L. 第 2323-48 条 第 1 項及 び L. 第 2323-54 条 第 1 項<sup>(K)</sup>中、「雇用付添契約<sup>(K)</sup>、就労 最低所得参入契約及び将来契約」を「雇用 付添契約」に改める。
- 4° L. 第 3252-3 条<sup>崎</sup>に第 2 項として次のように加える。
- 99) 社会福祉・家族法典 L. 第 312-1 条 I の 8° は、困難な状況にある者への宿泊の提供や社会的及び職業的参入支援を行なう施設、12° は、実験的な施設、Ⅲは、L. 第 312-1 条 I に該当しない受入れ施設である。
- (00) 社会保障法典 L. 第 241-12 条第 1 項は、特定の困難を抱える者の社会への再参入の目的で実施される活動に係る社会保険及び家族給付の保険料は、その者に対して支払われる報酬がアレテ(省令)で定める保険料の算定基礎の基準額を下回る場合には、その算定基礎の基準額に基づき計算されると規定している。また、第 2 項は、第 1 項の場合には、保険料の雇用主負担は必要ないことを規定している。さらに、第 3 項以下で、特定の施設等を列挙し、それらの施設に受け入れられている者に、L. 第 241-12 条が適用されるとしている。
- (回) 労働法典 L. 第 1111-3 条は、企業の総従業員数算定の際に除外される者を列挙する規定である。3°は、就労最低所得参入契約を締結した者、5°は、将来契約を締結した者を挙げていた。なお 4°は、雇用付添契約を締結した者を挙げている。
- (W) 労働法典 L. 第 1251-33 条は、派遣労働が終了した後に、派遣労働者とその派遣先企業との間で即座に無期雇 用契約を締結できない場合に支払われる補償である派遣終了補償(indémnité de fin de mission:IFM)につい て、補償を必要としない場合を列挙する規定である。3°は、派遣契約(contrat de mission)が就労最低所得参 入契約の一環として締結される場合を挙げていた。
- ⑩ 労働法典 L. 第 1251-37 条は、派遣労働に係る保険外期間(délai de carence)の算定方法が適用されない場合を列挙する規定である。5°は、派遣契約が就労最低所得参入契約の一環として締結される場合を挙げていた。
- (M) 労働法典 L. 第 2313-5 条は、従業員代表(délégué du personnel)が内容を知ることのできる契約を列挙する 規定である。2° は将来契約を、4° は就労最低所得参入契約を挙げていた。
- (5) 労働法典 L. 第 2323-48 条第 1 項及び L. 第 2323-54 条第 1 項は、それぞれ従業員数 300 人未満の企業の場合と 300 人以上の企業の場合に関する規定であり、どちらも、雇用主導契約又は雇用付添契約のための協定が締結された場合に、その旨が従業員の代表機関(代表機関がない場合には従業員代表)に通知されると規定している。
- [06] 雇用付添契約(contrat d'accompagnement dans l'emploi:CAE)は、かつての援助契約の一種で、RSA 法により、統一参入契約(CUI)に統合された。
- (w) 労働法典 L. 第3252-3条は、賃金の差押禁止部分に関する規定であり、給与や現物給付が差押禁止部分とされている。

「また、これに加えて、差押禁止部分を、 被用者の世帯に適用される社会福祉・家 族法典 L. 第 262-2 条 2°に規定する基準 額と同額まで考慮する。」

5° L. 第 5132-3 条<sup>((w)</sup>に 2°として次のように加える。

「2° L. 第5132-2条第1項に規定する職業的参入企業、派遣労働参入企業及び職業的参入作業場・現場への財政的援助。」

- 6° L. 第5132-5条を次のように改める。
- 「L. 第5132-5条 職業的参入企業は、特別 な社会的及び職業的困難に陥っている失 業中の者と、L. 第1242-3条に規定する 有期契約<sup>(k))</sup>を締結する。

当該契約は、被用者の経験及び能力を発達させるために、補則により、L. 第8241-2条<sup>(10)</sup>に規定する条件において他の雇用主のもとで就労する研修期間<sup>(11)</sup>を定めることができる。当該期間の承認及び実施の期間及び条件は、デクレで定める。

当該契約期間は、4か月を下回っては ならない。

当該契約は、全体で24か月を超えない範囲で更新することができる。

特例として、当該契約は、契約最終日 において実施途中である職業訓練活動を 完了することを可能にするために、定め られた最長期間を超えて延長することが できる。当該延長期間は、該当する活動の終了時を超えてはならない。

例外として、50歳以上の被用者又は 障害労働者として認定された者が、雇用 への持続的な参入を妨げる特別な困難に 遭遇している場合には、その雇用契約は、 定められた最長期間を超えて延長するこ とができる。当該延長は、L. 第5312-1 条に規定する施設[雇用局]が、雇用、 雇用主の分担能力並びに契約で定めた当 初の期間における支援及び訓練に関する 当該被用者の状況を調査した後に認可す ることができる。

この仕組みで雇用された被用者の週労働時間は、20時間を下回ってはならない。当該週労働時間は、法定週労働時間を超えない範囲内において、契約内のすべて又は一部の期間につき、変更することができる。当該就労期間は、社会保障法典 L. 第 351-2 条<sup>112</sup>の要件に従い、四半期単位で老齢保険の拠出期間として認められる。

当該契約は、被用者の求めに応じて、 当該被用者に次の行為を認めるため、中 断することができる。

1° その雇用主の承認を得て、L. 第 5312-1条に規定する施設[雇用局] が命じた就業中評価<sup>(13)</sup>又は職業的参入

⑩ 労働法典 L. 第5132-3条は、雇用局が承認する者を雇用する場合に発生する援助を列挙しており、1°では、職業的参入作業場・現場に対する雇用付添契約の履行のための援助が挙げられている。

<sup>「</sup>DBD フランスの労働契約は、無期契約を原則としているが、労働法典 L. 第 1242-1 条から L. 第 1242-4 条に規定する条件にしたがって、特定の業務を行なう一時的な雇用のための有期雇用契約(contrat de travail à durée déterminée:CDD)を締結することができる。労働法典 L. 第 1242-3 条は、失業者の就労促進のため又は被用者の職業訓練を補完するために CDD を締結できると規定している。

<sup>(</sup>III) 労働法典 L. 第8241-2条は、非営利目的での労働者の貸借(prêt de main-d'oeuvre à but non lucratif)を実施するための条件等について規定している。この貸借は、労働者本人の同意の下、貸す側の企業と借りる側の企業との間の協定により貸借期間や賃金を定めた上で実施される。

<sup>(11)</sup> ここで研修期間と訳した語は、"période d'immersion"である。

<sup>(112)</sup> 社会保障法典 L. 第 351-2 条は、老齢保険(老齢年金)の受給資格の決定に際して、老齢保険の保険料の最低額を支払っていた期間のみが保険期間として考慮されると規定している。

に資する活動を実施すること。

2°無期雇用契約<sup>44</sup>又は6か月以上の有期雇用契約による雇用のための求人に付随する試用期間としての労働を行うこと。

この仕事の評価及び試用期間の後に雇用された場合、当該契約は、予告なしに解消される。」

- 7° L. 第 5132-11 条 の 次 に L. 第 5132-11-1 条として、次のように加える。
- 「L. 第 5132-11-1 条 仲介非営利社団は、 特別な社会的及び職業的困難に陥ってい る失業中の者と、L. 第 1242-3 条に規定 する有期契約を締結することができる。

当該契約は、被用者の経験及び能力を 発達させるために、補則により、L. 第 8241-2条に規定する条件において、他 の雇用主のもとで就労する研修期間を定 めることができる。当該期間の承認及び 実施の期間及び条件は、デクレで定める。

当該契約期間は、4か月を下回っては ならない。

当該契約は、全体で24か月を超えない範囲で延長することができる。

特例として、当該契約は、契約最終日において実施途中である職業訓練活動を 完了することを可能にするために、定め られた最長期間を超えて延長することが できる。当該延長期間は、該当する活動 の終了時を超えてはならない。

例外として、50歳以上の被用者又は 障害労働者として認定された者が、雇用 への持続的な参入を妨げる特別な困難に 遭遇している場合には、その雇用契約は、 定められた最長期間を超えて延長するこ とができる。当該延長は、L. 第5312-1 条に規定する施設 [雇用局] が、雇用、 雇用主の分担能力並びに契約で定めた当 初の期間における支援及び訓練に関する 当該被用者の状況を調査した後に認可す ることができる。

この仕組みで雇用された被用者の週労働時間は、20時間を下回ってはならない。当該週労働時間は、法定週労働時間を超えない範囲内において、契約内のすべて又は一部の期間につき、変更することができる。当該就労期間は、社会保障法典 L. 第 351-2 条の要件に従い、四半期単位で老齢保険の拠出期間として認められる。

当該契約は、被用者の求めに応じて、 当該被用者に次の行為を認めるため、中 断することができる。

- 1° その雇用主の承認を得て、この法典 L. 第 5312-1 条に規定する施設 [雇用 局] が命じた就業中評価又は職業的参 入に資する活動を実施すること。
- 2°無期雇用契約又は6か月以上の有期 雇用契約による雇用のための求人に付 随する試用期間としての労働を行うこ と。

この就業中評価又は試用期間の後に雇用された場合、当該契約は、予告なしに解消される。」

8° L. 第 5132-15 条の次に、L. 第 5132-15-1 条として、次のように加える。

就業中評価(évaluation en milieu de travail:EMT)とは、雇用局の管理の下で実施される求職者の職業に必要な能力の評価である。評価は、EMT 希望者を実際に企業で働かせながら行なう。EMT 希望者には企業が指名する者が付添、指導及び評価を行なう。EMT 希望者を受け入れた企業には、雇用局から手当が支払われる。pole-emploi.fr, *L' Evaluation en Milieu de Travail(EMT*)〈http://www.pole-emploi.fr/candidat/l-evaluation-en-milieu-de-travail-emt--@/suarticle.jspz?id=5109〉

<sup>🕮</sup> 無期雇用契約(contrat de travail à durée indéterminée: CDI)は、フランスにおける通常の雇用契約である。

「L. 第 5132-15-1 条 職業的参入作業場・ 現場は、特別な社会的及び職業的困難に 陥っている失業中の者と、L. 第 1242-3 条に規定する有期契約を締結することが できる。

当該契約は、被用者の経験及び能力を 発達させるために、補則により、L. 第 8241-2条に規定する条件において、他 の雇用主のもとで就労する研修期間を定 める。当該期間の承認及び実施の期間及 び条件は、デクレで定める。

当該契約期間は、4か月を下回っては ならない。

当該契約は、全体で24か月を超えない範囲で延長することができる。

特例として、当該契約は、契約最終日において実施途中である職業訓練活動を完了することを可能にするために、定められた最長期間を超えて延長することができる。当該延長期間は、該当する活動の終了時を超えてはならない。

例外として、50歳以上の被用者又は 障害労働者として認定された者が、雇用 への持続的な参入を妨げる特別な困難に 遭遇している場合には、その雇用契約は、 定められた最長期間を超えて延長するこ とができる。当該延長は、L. 第5312-1 条に規定する施設[雇用局]が、雇用、 雇用主の分担能力並びに契約で定めた当 初の期間における支援及び訓練に関する 当該被用者の状況を調査した後に認可す ることができる。

この仕組みで雇用された被用者の週労働時間は、20時間を下回ってはならない。当該週労働時間は、法定週労働時間

を超えない範囲内において、契約内のすべて又は一部の期間につき、変更することができる。当該就労期間は、社会保障法典 L. 第 351-2 条の要件に従い、四半期単位で老齢保険の拠出期間として認められる。

当該契約は、被用者の求めに応じて、当 該被用者に次の行為を認めるため、中断 することができる。

- 1° その雇用主の承認を得て、この法典 L. 第5312-1条に規定する施設[雇用 局]が命じた就業中評価又は職業的参 入に資する活動を実施すること。
- 2°無期雇用契約又は6か月以上の有期 雇用契約による雇用のための求人に付 随する試用期間としての労働を行うこ と。

この就業中評価又は試用期間の後に雇用された場合、当該契約は、予告なしに解消される。」

9° L. 第 5133-1 条及び L. 第 5133-2 条最終 項から「、社会参入最低所得手当又は単親 手当 |を削り、L. 第 5133-2 条第 2 項を削る。

#### 第 19 条

労働法典 L. 第 5132-9 条<sup>(15)</sup> 2° を次のように 改める。

「2° 同一の被用者が派遣される総時間数は、最初の派遣から24か月間について、デクレで定める時間数<sup>(k)</sup>を超えることはできない。上記のデクレが公布されるまでの間は、この時間数は480時間とする。」

### 第20条

労働法典を次のように改める。

<sup>(</sup>LIS) 労働法典 L. 第5132-9 条は、仲介非営利社団 (AI) が派遣を行なうための条件を規定している。

<sup>(116) 240</sup> 時間 (労働法典 R. 第 5132-18 条)。

- 1° L. 第 5132-1 条<sup>町</sup>の末尾に次の一項を加える。
- 「経済活動による参入、特に経済活動の創出 を伴う参入は、同時に地域の発展にも貢献 する。」
- 2° 第5部第1編第3章第2節第3款第5 目<sup>(118)</sup>の次に、第6目として次のように加える。

# 「第6目 連帯的経済連合[119]

L. 第 5132-15-2 条 地域の経済的な調整、補完及び発展を促進し、並びに社会参入経路の継続性を保障するため、私法上の法人は、この款の第1目に規定する一又は二以上の参入活動<sup>図</sup>を実施又は調整することができる。」

## 第21条

労働法典第5部第1編第3章第4節第1款<sup>四</sup>の次に、第1-1款として次のように加える。

### 「第1-1款 統一参入契約

L. 第 5134-19-1 条 統一参入契約は、次

- の各号に掲げるものにより構成される。
- 1° 第2款第2目及び第5款第2目<sup>四</sup>に 定める条件に従い、雇用主、受益者<sup>四</sup> 及び次の各号に掲げるいずれかの者と の間で結ばれる個別協定
  - a) 国が補助する場合には、L. 第 5312-1条に規定する施設[雇用局] 又はデクレに定めるところに従い L. 第5311-4条1°、3°及び4°に規定 する機関<sup>(2)</sup>の一つ
  - b) この協定が、県の支出する活動的 連帯所得手当受給者に関するもので ある場合には、県議会議長
- 2° 第2款第3目及び第5款第3目<sup>図</sup>に 定める条件に従い、雇用主と個別協定 の受益者の間で結ばれる雇用契約

第2款第4目及び第5款第4目<sup>(23)</sup>に 定める条件に従い、統一参入契約によ り、財政的援助を受ける権利が発生す る。この援助の額は、法定最低賃金額

- (III) 労働法典 L. 第5132-1条は、経済活動による参入の目的として、社会的及び職業的に困難な状況にある失業者 に職業的参入のための雇用契約を締結させることを挙げている。
- (118) 労働法典第5部「雇用」第1編「雇用のための措置」第3章「参入支援、再就労までに至ること」第2節「経済活動による参入」第3款「経済活動による参入活動の実施」第5目「職業的参入作業場・現場」。
- (III) 連帯的経済連合(groupes économiques solidaires)は、複数の社会的企業が形成するグループのことである。 グループの形成に当たり、特に決まった形式はない。
- (20) 職業的参入企業 (EI)、派遣労働参入企業 (ETTI)、職業的参入作業場・現場 (ACI)、仲介非営利社団 (AI) の活動を指す。
- (2) 労働法典第5部「雇用」第1編「雇用のための措置」第3章「参入支援、再就労までに至ること」第4節「雇用援助契約」第1款「若年雇用契約」。
- (22) 労働法典第2款第2目は、L. 第5134-21条からL. 第5134-23-2条までであり、雇用付添契約に含まれる協定に関する規定である。第5款第2目は、L. 第5134-66条からL. 第5134-68条までであり、雇用主導契約に含まれる協定に関する規定である。
- (23) 受益者(bénéficiaire)とは、統一参入契約(CUI)を締結することで利益を受ける者のことであり、主に雇用に対する困難を抱えるものであって、RSAの受給者に限らない。ただし、RSAを含めた最低所得保障の受給者は、CUIの締結において優先される受益者である。
- (124) 前掲注(59)参照。
- (25) 労働法典第2款第3目は、L. 第5134-24条からL. 第5134-29条までであり、雇用付添契約に含まれる雇用契約に関する規定である。第5款第3目は、L. 第5134-69条からL. 第5134-71条までであり、雇用主導契約に含まれる雇用契約に関する規定である。
- (28) 労働法典第2款第4目は、L. 第5134-30条からL. 第5134-33条までであり、雇用付添契約に伴う財政支援に関する規定である。第5款第4目は、L. 第5134-72条からL. 第5134-72-2条までであり、雇用主導契約に伴う財政支援に関する規定である。

に行政当局が定める割合<sup>図</sup>を乗じたものとする。

- L. 第 5134-19-2 条 県議会議長は、L. 第 5134-19-1 条 1°に規定する個別協定の締結及び実施の全部又は一部を、L. 第 5312-1 条に規定する施設 [雇用局] 又は県議会議長がその目的で任命する他のすべての機関に委任することができる。
- L. **第 5134-19-3 条** 統一参入契約は次の 各号に掲げるいずれかの形をとる。
  - 1° L. 第 5134-21 条に規定する非営利部 門の雇用主については、第 2 款で定義 する雇用付添契約
  - 2° L. 第 5134-66 条に規定する営利部門 の雇用主については、第 5 款で定義す る雇用主導契約<sup>[25]</sup>
- L. 第 5134-19-4 条 県は、L. 第 5134-19-1 条 1°に規定する個別協定の締結に先立 ち、目標及び手段に関する年次協定<sup>図</sup>を 国と締結する。

この[年次]協定は、次のことを定める。

- 1° 統一参入契約の枠内で、県が支出する活動的連帯所得手当受給者の雇用のために締結される個別協定の予測数
- 2° 個別協定の財源確保の方法及び適用 される「財政的〕援助の割合<sup>[30]</sup>

県が [財政的] 援助の財源確保に協力する場合には、L. 第5134-19-1 条最終項に規定する割合を、L. 第5134-30条1°、2°及び4°並びにL. 第5134-72条に明示される基準に応じて、引き上

げることができる。

県が援助を全面的に支出する場合には、L. 第 5134-30 条及び L. 第 5134-72 条に規定する基準に従い、L. 第 5134-30-1 条及び L. 第 5134-72-1 条に定める上限内で、県議会議長が割合を定める。

3° 付添支援及び統一参入契約により雇

- 用される被用者の持続的な社会参入を 促進するためのその他の行為 目標及び手段に関する年次協定の毎年 の更新時に、国と県は、この枠組の中 で雇用される被用者の持続的な社会参 入に関する実績及び特定の地域を圧迫 する経済上の制約を考慮して、統一参 入契約の財源に対する財政負担につい て再検討を行う。
- L. 第5134-19-5条 県議会議長は、デクレで定める条件に従い、統一参入契約の追跡調査を可能にするすべての情報を、国に伝達する。」

### 第22条

- I. 労働法典第5部第1編第3章第4節第2款<sup>国</sup>を次のように改める。
  - 1°L. 第5134-20条を次のように改める。
  - 「L. 第5134-20条 雇用付添契約は、雇用 までに至る際に特別な社会的及び職業的 困難に陥っている失業中の者の職業的参 入を容易にすることを目的とする。この 目的のために、当該契約には職業的付添

<sup>(27)</sup> この割合は、雇用付添契約 (CUI-CAE) の場合は 95%、雇用主導契約 (CUI-CIE) の場合は 47% を越えることはできない (労働法典 L. 第 5134-30-1 条及び L. 第 5134-72-1 条)。

<sup>(28)</sup> 雇用主導契約 (contrat initiative-emploi: CIE) は、かつての援助契約の一種で、RSA 法により、統一参入 契約 (CUI) に統合された。

<sup>(29)</sup> 目標及び手段に関する年次協定(convention annuelle d'objectifs et de moyens)は、"CAOM" と略される。

<sup>(130)</sup> 前掲注(127)参照。

<sup>(31)</sup> 労働法典第5部「雇用」第1編「雇用のための措置」第3章「参入支援、再就労までに至ること」第4節「雇用援助契約」第2款「雇用付添契約」。

支援が含まれる。当該契約は、被用者の 経験及び能力を発達させるために、補則 により、L. 第8241-2条に規定する条件 に従い他の雇用主のもとで就労する研修 期間を定めることができる。当該研修期 間の長さ並びに承認及び実施の条件は、 デクレで定める。」

- 2° L. 第 5134-21 条第 1 項を次のように改める。
- 「雇用付添契約上の利益を受ける権利を発生 させる協定は、次の各号に掲げるいずれか の者<sup>183</sup>と締結することができる。」
- 3° L. 第 5134-21 条 の 次 に L. 第 5134-21-1 条として、次のように加える。
- 「L. 第 5134-21-1 条 L. 第 5134-19-1 条に規 定する新たな個別協定の締結は、付添支 援及び以前の援助契約<sup>(33)</sup>のもとで締結さ れた個別協定に基づき実施された被用者 の持続的な社会参入を目的とする活動の 事前の総合評価に基づき決定される。」
- 4° L. 第 5134-22 条を次のように改める。
- 「L. 第 5134-22 条 個別協定は、失業中の者に対する指示及び職業的付添支援の方法を確定し、職業計画の実施に必要な職業訓練及び経験習得認定<sup>654</sup>に関する活動について定める。

訓練活動は、労働時間中又は労働時間 外に実施することができる。」

- 5° L. 第5134-23条を次のように改める。
- 「L. **第 5134-23 条** 雇用付添契約上の利益

を受ける権利を発生させる個別協定の期間は、雇用契約の期限を超えてはならない。

個別協定は、合計で24か月間を限度 として延長することができる。」

- 6° L. 第 5134-23 条 の 次 に L. 第 5134-23-1 条及び L. 第 5134-23-2 条として、次のように加える。
- 「L. 第5134-23-1条 個別協定が活動的連帯 所得手当、特別連帯手当、一時待機手当<sup>[55]</sup> 若しくは成人障害者手当<sup>[55]</sup>の受給者であ る50歳以上の被用者又は障害労働者と して認定された者に関する場合には、又 は当初の協定により定められた実施途中 の職業訓練活動を終了することを可能と するために必要な場合には、規則に定め る方法に従い、個別協定の最長期間の適 用を除外することができる。当該延長期 間は、該当する活動の終了時を超えては ならない。

例外として、50歳以上の被用者又は 職業的参入作業場・現場に雇用される障 害労働者として認定された者が雇用への 持続的な参入を妨げる特別な困難に遭遇 している場合には、この協定は、定めら れた最長期間を超えて延長することがで きる。当該延長は、雇用、雇用主の分担 能力並びに当初の協定に基づき実施され る付添支援及び訓練活動に関する当該被 用者の状況を調査した後で、L. 第5312-1

邸 地方公共団体、その他の公法上の法人、私法上の非営利の組織及び公共サービスを運営する私法上の法人の4つ。

<sup>(33)</sup> 援助契約 (contrat aidé) は、特殊な労働契約に基づく雇用制度であり、RSA 法により廃止され、統一参入契約に統合された。

経験習得認定(validation des acquis de l'expérience: VAE)は、職業経験(自由業、農業等も含む)やボランティア経験等の証明書を発行する制度である。

<sup>(</sup>返) 一時待機手当 (allocation temporaire d'attente: ATA) は、最低所得保障制度の一種であり、難民、無国籍者、国外で就業した後に帰国した者、2か月以上の禁固を受け服役を終えた者等であって、失業保険制度の対象とならないものを対象とする。

<sup>(36)</sup> 成人障害者手当 (allocation aux adultes handicapés: AAH) は、最低所得保障制度の一種であり、20歳以上で一定以上の障害があり、かつ、所得が一定額以下の者を対象とする。

条に規定する施設 [雇用局] により又は L. 第5134-19-1条1°に規定する県議会 議長が締結する個別協定に関しては県議 会議長により認可することができる。

- L. 第5134-23-2条 個別協定及びその適用により締結される雇用契約のうち有期の契約の延長は、被用者の持続的な社会参入の促進を目的として契約期間中に実施される活動評価に基づくものとする。」
- 7° L. 第 5134-24 条第 1 項を次のように改める。
- 「雇用付添契約の個別協定に伴う雇用契約は、L. 第1242-3条の適用により締結される有期のものであるか無期のものであるかにかかわらず、私法上の雇用契約にあたる。当該雇用契約は、社会的需要を満たすことを目的とする雇用を対象とする。」
- 8° L. 第 5134-25 条<sup>(図)</sup>の次に L. 第 5134-25-1 条として、次のように加える。
- 「L. 第5134-25-1条 雇用付添契約の個別協定に伴う有期雇用契約は、全体で24か月を超えない範囲で延長することができる。ただし、活動的連帯所得手当、特別連帯手当、一時待機手当若しくは成人障害者手当の受給者である50歳以上の被用者又は障害労働者として認定された者については、全体で5年を超えない範囲で延長することができる。

特例として、当該雇用契約は、契約最終日において実施途中の職業訓練活動を 完了することを可能にするために、定め られた最長期間を超えて延長することが できる。

当該延長期間は、該当する活動の終了 時を超えてはならない。

例外として、50歳以上の被用者又は 職業的参入作業場・現場に雇用される障 害労働者として認定された者が、雇用へ の持続的な参入を妨げる特別な困難に遭 遇している場合には、その労働契約は、 定められた最長期間を超えて延長するこ とができる。当該延長は、L. 第5312-1 条に規定する施設 [雇用局] により又は 当該契約に伴う L. 第5134-19-1条1°に 規定する個別協定を県議会議長が締結し ている場合には県議会議長により、雇用、 雇用主の分担能力並びに契約で定めた当 初の期間における支援及び訓練に関する 当該被用者の状況を調査した後に認可す ることができる。」

- 9° L. 第 5134-26 条<sup>™</sup>の末尾に次の一項を加 える。
- 「雇用付添契約の個別協定に伴う雇用契約が、地方公共団体又は公法上の他の法人との間で、有期で締結されている場合には、週労働時間は、法定週労働時間を超えない範囲内において、契約内のすべて又は一部の期間につき、変更することができる。この変動は、被用者に支払われるべき報酬計算に影響を与えない。」
- 10°L. 第 5134-28 条<sup>[58]</sup>の次にL. 第 5134-28-1 条として、次のように加える。
- 「L. 第 5134-28-1 条 職業経験証明書<sup>100</sup>は、 雇用主により作成され、被用者の要求に

<sup>(</sup>図) 労働法典 L. 第5134-25 条は、雇用付添契約の期間は、6か月又は有罪判決を受けた上で刑罰の調整を受けている者については3か月を下回ってはならないと規定している。

<sup>(38)</sup> 労働法典 L. 第 5134-26 条第 1 項は、雇用付添契約に基づく週労働時間は、20 時間を下回ってはならないと規 定している。ただし、契約当事者である被用者が特定の重大な困難を有している場合には、協定を締結して 20 時間を下回っても構わない。

<sup>(39)</sup> L. 第5134-28条は、雇用付添契約は、被用者の要請により、無期雇用契約による雇用、6か月以上の有期雇用契約による雇用又は資格取得のための研修の受講のために、契約期限以前に解消することができると規定している。

- より、又は遅くとも雇用付添契約終了1 か月前までに、当該被用者に交付される。」
- 11°L. 第5134-29条を次のように改める。
- 「L. 第5134-29条 雇用付添契約は、被用者の求めに応じて、当該被用者に次の各号に掲げる行為を認めるため、中断することができる。
  - 1° その雇用主の承認を得て、L. 第 5312-1条に規定する施設[雇用局] が命じた就業中評価又は職業的参入に 資する活動を実施すること。
  - 2°無期雇用契約又は6か月以上の有期 労働契約による雇用のための求人に付随 する試用期間としての労働を行うこと。 この就業中評価又は試用期間の後に雇 用された場合、当該契約は、予告なしに 解消される。」
- 12°L. 第5134-30条を次のように改める。
- 「L. 第5134-30条 この款第2目に規定する個別協定で、雇用付添契約に係る雇用を可能にするために結ばれるものは、財政的援助を受ける権利を発生させる。

当該援助は、次の各号に掲げる事項を 考慮して調整することができる。

- 1 雇用主の業種及び産業部門
- 2° 職業的付添支援として定められる諸 活動及び被用者の持続的な社会参入を 可能とすることを目的とする諸活動
- 3 地域の経済状況
- 4°被用者が過去に経験した雇用までに 至ることの困難さ

- 13°L. 第 5134-30 条 の 次 に L. 第 5134-30-1 条及び L. 第 5134-30-2 条として、次のように加える。
- 「L. 第 5134-30-1 条 この款第2目に規定する個別協定に基づき支払われる財政的援助の額は、法定週労働時間の限度内で行われた労働時間分の法定最低賃金額の95%を超えることはできない。当該財政的援助は、いかなる税の対象にもならない。
  - L. 第 5134-30-2 条 この款第2目に規定する個別協定を、雇用の前に県の支出する活動的連帯所得手当受給者であった被用者と結ぶ場合には、県は、L. 第 5134-19-1 条に規定する援助の財源確保に協力する。この協力については、社会福祉・家族法典 L. 第 262-2 条 2°に規定する個人に適用される基準額であって単身者に適用するものを基準にし、かつ L. 第 5134-19-4 条に規定する協定が定める引上げ率に応じて、デクレで定める条件に従い、決定する。」
- Ⅲ. 地方公共団体又はそれに属する公施設法人において労働法典 L. 第5134-19-3条に規定する雇用付添契約の受益者に対して行われる職業訓練活動は、地方公務員の身分規程を定める1984年1月26日の法律第84-53号第12-2条<sup>□□</sup>の適用により、地方公共団体及びその公施設法人が支払う負担金としてその経費の全部又は一部を支出することができる。

<sup>(44)</sup> 職業経験証明書(attestation d'expérience professionnelle)は、統一参入契約の終了の1か月前に、雇用主から被用者に対して交付される。この証明書は、被用者の職業上の知識及び技術を証明する文書である。Service-public.fr, *Contrat unique d'insertion(CUI)*〈http://vosdroits.service-public.fr/F21006.xhtml〉;ARFTLV, *L'attestation d'expérience professionnelle*〈http://www.arftlv.org/pages/243/attestation\_experience\_professionnelle.aspx〉

<sup>(41)</sup> 法律第84-53号の第12-2条は、地方公務員の採用試験や研修を実施する全国地方公務員センター (centre national de la fonction publique territoriale: CNFPT) の財源の一つとして、地方公共団体や公施設法人からの負担金を挙げている。Loi n°84-53 du 26 janvier 1984 portant dispositions statutaires relatives à la fonction publique territoriale

### 第23条

- I. 労働法典第5部第1編第3章第4節第3款<sup>163</sup> を削る。
- Ⅱ. 同法典第5部第1編第3章第4節第5款<sup>[68]</sup> を次のように改める。
  - 1°L. 第5134-65条を次のように改める。
  - 「L. 第5134-65条 雇用主導契約は、雇用までに至る際の社会的及び職業的困難に陥っている失業中の者の職業的参入を容易にすることを目的とする。この目的のために、当該契約には職業的付添支援が含まれる。その者の職業計画の実施に必要な訓練に関する活動は、協定に規定することができる。当該活動は、L. 第6312-1条<sup>[44]</sup>に基づき実施する。|
  - 2° L. 第 5134-66 条第 1 項を次のように改める。
  - 「雇用主導契約上の利益を受ける権利を発生 させる協定は、次の各号に掲げるいずれか の者<sup>(6)</sup>と締結することができる。」
  - 3° L. 第 5134-66 条 の 次 に L. 第 5134-66-1 条として、次のように加える。
  - 「L. 第5134-66-1条 新たな個別協定の締結は、付添支援及び以前の援助契約のもとで締結された個別協定に基づき実施された被用者の持続的な社会参入を目的とする活動の事前の総合評価に基づき決定される。」

- 4° L. 第 5134-67 条の次に第 L.5134-6-1 条 及び第 5134-67-2 条として、次のように加 える。
- 「L. 第 5134-67-1 条 雇用主導契約上の利益を受ける権利を発生させる個別協定の期間は、雇用契約の期限を超えてはならない。

個別協定は、合計で24か月間を限度 として延長することができる。

個別協定が活動的連帯所得手当、特別 連帯手当、一時待機手当若しくは成人障 害者手当の受給者である 50 歳以上の被 用者又は障害労働者として認定された者 に関する場合には、又は、当初の協定に より定められた実施途中の職業訓練活動 を終了することを可能とするために必要 な場合には、規則に定める方法に従い、 個別協定の最長期間の適用を除外するこ とができる。当該延長期間は、該当する 活動の終了時を超えてはならない。

- L. 第 5134-67-2 条 個別協定及びその適用により締結される雇用契約のうち有期の契約の延長は、被用者の持続的な社会参入の促進を目的として契約期間中に実施される活動評価に基づくものとする。」
- 5° L. 第5134-68条を次のように改める。
- 「L. 第5134-68条 以下の各号に掲げる場合には協定を締結することができない。

<sup>(42)</sup> 第3款は、将来契約に関する規定であった。

<sup>(43)</sup> 第5款は、雇用主導契約に関する規定である。

<sup>(44)</sup> 労働法典 L. 第6312-1 条は、職業訓練の形態として、企業が被用者に対して行なう訓練計画 (plan de formation)、有給休暇をとって被用者が自発的に訓練を受ける個別訓練休暇 (congé individuel de formation)、被用者が雇用主との合意に基づき勤務時間内又は勤務時間外に受ける訓練のための個人の権利 (droit individuel à la formation)、中高年の被用者等の職の維持を目的とする訓練である熟練化期間 (périodes de professionnalisation)、特定のスキル取得に向けた訓練のための熟練化契約 (contrats de professionnalisation)の5つを挙げている。独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT) 『公共職業教育訓練/フォーカス/海外労働情報』〈http://www.jil.go.jp/foreign/labor\_system/2009\_6/france.htm〉;同『欧州における高齢者雇用の現状と政策/フォーカス/海外労働情報』〈http://www.jil.go.jp/foreign/labor\_system/2006\_11/france\_01.htm〉

<sup>(</sup>国) 雇用主導契約を締結できる者は、一般の企業、雇用問題解決のための企業団体である参入及び資格のための雇用主団体(groupements d'employeurs pour l'insertion et la qualification:GEIQ)又は漁業関係の事業者である。

- 1° 雇用の日以前の6か月間に、[協定 を締結する] 施設が経済的解雇を実施 していた場合
- 2° 重大な過失以外の理由で解雇された 被用者の代替の実施を目的とした雇用 の場合。雇用によって他の被用者が解 雇される場合には、国又は県議会議長 は協定を破棄することができる。

協定が破棄された場合には、雇用主は 協定に規定された支援の名目で受け取っ た全額を返還する義務を負う。

- 3° 雇用主がその社会保険料及び拠出金 を遅滞なく支払わない場合」
- 6° L. 第 5134-69 条<sup>160</sup>の次に L. 第 5134-69-1 条及び L. 第 5134-69-2 条として、次のように加える。
- 「L. 第5134-69-1条 雇用主導契約の個別協定に伴う有期雇用契約については、全体で24か月を超えない範囲で延長することができ、活動的連帯所得手当、特別連帯手当、一時待機手当若しくは成人障害者手当の受給者である50歳以上の被用者又は障害労働者として認定された者については、全体で5年を超えない範囲で延長することができる。
  - L. 第5134-69-2条 雇用主導契約の期間は、6か月又は有罪判決を受けて刑罰の調整<sup>(st)</sup>を受けている者については3か月を下回ってはならない」

- 7° L. 第 5134-70 条<sup>[68]</sup>の次に L. 第 5134-70-1 条及び L. 第 5134-70-2 条として次のよう に加える。
- 「L. 第 5134-70-1 条 雇用主導契約の個別協 定に伴う労働契約による被用者の週労働 時間は、20 時間を下回ってはならない。
  - L. 第 5134-70-2 条 職業経験証明書は雇用主により作成され、被用者の要求により、又は遅くとも雇用主導契約の終了の1か月前までに、被用者に交付される。」
- 8° L. 第5134-71 条を次のように改める。
- 「L. 第 5134-71 条 雇用主導契約は被用者 の求めに応じて、当該被用者に次の各号 に掲げる行為を認めるため、中断するこ とができる。
  - 1° その雇用主の承認を得て、L. 第 5312-1条に規定する施設[雇用局] が命じた就業中評価又は職業的参入に 資する活動を実施すること。
  - 2°無期雇用契約又は6か月以上の有期 労働契約による雇用のための求人に付 随する試用期間としての労働を行うこ と。

この就業中評価又は試用期間の後に雇用された場合、当該契約は、予告なしに解消される。」

- 9° L. 第5134-72条を次のように改める。
- 「L. 第 5134-72 条 この款第2目に規定する個別協定で、雇用主導契約にかかる雇

<sup>(46)</sup> 労働法典 L. 第 5134-69 条は、有期契約か無期契約かに関わらず、雇用主導契約が私法上の雇用契約にあたる と規定している。

<sup>(4)</sup> 刑罰の調整(aménagement de peine)とは、刑事施設の過剰収容状態の改善や犯罪者の社会復帰促進を目的として、短期の拘禁刑を科す代わりに、特定の条件下において刑事施設外での活動を認め、社会の中で刑罰を執行する制度である。刑罰の調整により科せられる代表的な措置として、一定時間の刑事施設外での活動を認める半自由刑(semi-liberté)、刑事施設又は刑事施設以外の特定の収容施設に収容した上で、これらの施設外での職業活動の遂行等を許可する外部収容(placement à l'extérieur)、電子的装置により対象者の所在地を遠隔監視する電子的監視(placement sous surveillance électronique)等がある。

<sup>(48)</sup> 労働法典 L. 第5134-70条は、雇用主導契約は、被用者の要請により、無期雇用契約による雇用、6か月以上の有期雇用契約による雇用又は資格取得のための研修の受講のために、契約期限以前に解消することができると規定している。

用を可能にするために結ばれるものは、 財政的援助を受ける権利を発生させる。

当該援助は、次の各号に掲げる事項を 考慮して調整することができる。

- 1 雇用主の業種及び産業部門
- 2° 職業的付添支援として定められる諸 活動及び被用者の持続的な社会参入を 可能とすることを目的とする諸活動
- 3 地域の経済状況
- 4°被用者が過去に経験した雇用までに 至ることの困難さ|
- 10°L. 第 5134-72 条 の 次 に L. 第 5134-72-1 条及び L. 第 5134-72-2 条として、次の二 条を加える。
- 「L. 第5134-72-1条 この款第2目に規定する個別協定に基づき支払われる財政的援助の額は、法定週労働時間の限度内で行われた労働時間分の法定最低賃金額の総額の47%を超えることはできない。
  - L. 第 5134-72-2 条 この款第2目に規定する個別協定が、雇用の前に県の支出する活動的連帯所得手当受給者であった被用者と結ばれる場合には、県は、L. 第5134-19-1 条に規定する援助の財源確保に協力する。この協力については、社会福祉・家族法典L. 第262-2条2°に規定する個人に適用される基準額であって単

身者に適用するものを基準にし、かつ L. 第5134-19-4条に規定する協定が定め る引上げ率に応じて、デクレで定める条 件に従い、決定する。」

Ⅲ. 同法典第5部第1編第3章第4節第6款<sup>(19)</sup> を削除する。

## 第24条

- I. 労働法典を次のように改める。
  - 1° L. 第 5141-1 条 3°<sup>□</sup>中「社会参入最低所得手当の」を削り、「単親手当の」を「活動的連帯所得手当の」とする。
  - 2° L. 第 5141-4 条<sup>©</sup>中「社会参入最低所得 手当、単親手当、」を削る。
  - 3° L. 第 5423-19 条<sup>152</sup> 第 1 項中「社会福祉・ 家族法典 L. 第 262-3 条に規定する社会参 入最低所得手当に」を「活動的連帯所得手 当に」とする。
  - 4° L. 第 5423-24 条 2°<sup>(5)</sup>を次のように改める。
  - 「2°雇用の前に特別連帯手当の受給者であった者と統一参入契約を締結した雇用主に関する L. 第5134-30 条及び L. 第5134-72 条に規定する援助 |
  - 5 L. 第 5425-4 条<sup>崎</sup>を削除する。
- Ⅱ. 社会保障法典 L. 第 821-7-2 条<sup>155</sup>を削除する。
- Ⅲ. 社会的排除との闘いに関する方針についての1998年7月29日の法律第98-657号第9条

<sup>(49)</sup> 第6款は、就労最低所得参入契約に関する規定であった。

<sup>(50)</sup> 労働法典 L. 第 5141-1 条は、起業の際に社会保障の事業主負担分の免除を受けることができる者を列挙しており、3°には、特別連帯手当と RSA の受給者が挙げられている。

<sup>(51)</sup> 労働法典 L. 第 5141-4 条は、L. 第 5141-1 条に規定する社会保障の事業主負担分の免除を受ける者がこれまで 受けていた RSA 等の受給を継続できると規定している。

<sup>(52)</sup> 労働法典 L. 第 5423-19 条は、2009 年 6 月に削除された。

<sup>(53)</sup> 労働法典 L. 第 5423-24 条は、保険原理に基づかず、国庫負担による失業扶助制度である連帯制度(régime de solidarité)に基づく手当等の財政を管理する連帯基金(fonds de solidarité)に関する規定である。この条では、連帯基金が管理する手当等が列挙されているが、2°は、2009 年 12 月に削除された。

⑤ 労働法典 L. 第 5425-4 条は、再就労をした者に就労後一定期間支払われるべき基準給付 (prime forfaitaire) が、 将来契約又は就労最低所得参入契約により再就労した者に対しては支払われないとする規定であった。

<sup>(55)</sup> 社会保障法典 L. 第821-7-2条は、成人障害者手当の受給者が将来契約又は就労最低所得参入契約を締結した場合に、引き続き成人障害者手当を受給できるとする規定であった。

第1項<sup>156</sup>中「社会福祉・家族法典 L. 第262-1 条に規定する社会参入最低所得手当、」及び 「又は同法典 L. 第524-1条に規定する単親手 当の」を削る。

### 第25条

若年者のための実験支援基金<sup>©</sup>を設立する。当該基金は、国並びに16歳から25歳までの若年者の社会的及び職業的参入の改善を目的とする一又は二以上の実験計画の決定、融資及び運営に協力する公法上又は私法上のあらゆる法人から出資を受ける。

当該基金の管理は、預金供託金庫が実施する。

## 第26条

- I. 労働法典 L. 第 5212-7 条を次のように改める。
  - 「L. 第5212-7条 雇用主は、企業の被用者 の総人員の2%を限度として、研修の最 短期間を明示するデクレで定める条件に 従い、障害労働者を研修に受け入れるこ とにより、雇用義務を部分的に履行する ことができる。」
- Ⅱ. Ⅰは、2009年以降の障害労働者の雇用義

務に適用することができる。

### 第27条

- I. 労働法典 L. 第 5212-14 条を次のように改める。
  - 「L. 第 5212-14 条 雇用義務の受益者<sup>688</sup>数を 計算する際に、各人は、労働契約の性質 又は期間にかかわらず、暦年中の当該企 業への出勤時間に応じて、1 単位<sup>689</sup>を限 度として、次の条件に従い計算する。

労働時間が法定時間又は協定で定める時間の半分以上である被用者は、フルタイムで雇用されていたものとみなし、1単位を限度として数える。

労働時間が法定時間又は協定で定める時間の半分に満たない被用者は、2分の1単位を超えない範囲で、デクレで定める条件に従い数える<sup>[60]</sup>。」

Ⅱ. Iは、2009年以降の障害労働者の雇用義務に適用することができる。

# 第4章 経過規定及び最終規定

(第28条~第35条略)

(はっとり ゆうき)

- (56) 勤労所得を得ると同時に、特別連帯手当等の特定の最低所得保障を受けるための条件を定める規定である。 Loi n° 98-657 du 29 juillet 1998 d'orientation relative à la lutte contre les exclusions
- (5) 若年者のための実験支援基金(fonds d'appui aux expérimentations en faveur des jeunes)は、学生の学業成就の奨励、機会均等への貢献及び 25 歳未満の若年者の持続的な社会的及び職業的参入の改善のための実験計画に出資することを目的とするものである。この基金の詳細は、デクレで定められている。Décret n° 2011-1603 du 21 novembre 2011 relatif au fonds d'appui aux expérimentations en faveur des jeunes
- (58) 雇用主には全従業員数の6%の障害者を雇用する義務が課せられる(労働法典 L. 第5212-2条)。受益者 (bénéficiaire) とは、この雇用義務により雇用される者で、障害労働者の他に、労災年金受給者、障害年金受給者、戦争犠牲者遺族等も含まれる(労働法典 L. 第5212-13条)。
- (58) 雇用義務の受益者数の計算に際し、障害者1人を原則1単位(unité)と数える。その上で、かつては、障害の重さや年齢に応じて、障害者1人を1.5単位、2単位と数える重複カウント制度があったが、これは2005年に廃止された。永野仁美「フランスの障害者雇用政策」『季刊労働法』225号,2009,p.62.
- (66) 例えば、4か月の有期雇用契約に基づく半日労働 (mi-temps) で雇用される障害労働者は、4か月のフルタイムで働いたものとみなされる。